

令和元年度

第三次取手市男女共同参画計画
年次報告書

取 手 市

令和元年度（平成30年度実施分）

男女共同参画年次報告書について

1 作成の趣旨

この報告書は、「取手市男女共同参画推進条例（平成17年1月4日施行）」第14条に基づき、取手市男女共同参画計画の施策の推進状況を明らかにする年次報告書を作成し、公表するものです。

市民及び事業者のみなさんと情報を共有し、一体となって取り組み、さらなる改善につなげます。

2 本報告書の構成

第1部 男女共同参画社会の実現に向けた推進状況

取手市男女共同参画推進条例に基づいた5つの理念と、第三次男女共同参画計画の10の主要課題に基づき、市民の誰もが性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することが出来る「男女共同参画社会」にむけた実施概要と成果を3つの基本目標ごとにまとめました。

第2部 施策の実行状況

取手市の男女共同参画社会の実現にむけた施策の実行状況を明らかにするために、個別事業ごとの平成30年度の実績と評価、今後の方向性を明らかにしました。

評価と今後の方向性については、各々事業担当課が検討を行いました。

その後、進捗状況が芳しくない施策を所管する事業担当課に対し、施策実施を阻害する要因とその解決策に関する追加調査を実施し、目標達成にむけた課題の認識と意識啓発を行いました。

第3部 施策の数値目標項目の推進状況

平成30年度の実績と評価をより明確にするため、各基本目標ごとに数値目標の進捗状況を把握しました。数値目標の達成率が芳しくないものについては事業担当課に要因を確認し、改善を促しました。

目 次

第1部 男女共同参画社会の実現にむけた推進状況

1	計画の体系	4
2	基本目標及び主要課題ごとの各事業評価のまとめ	5
3	基本目標の達成状況	7
	基本目標1 人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会づくり	7
	基本目標2 あらゆる分野への男女共同参画を確立するための環境の整備、意識の改革	8
	基本目標3 持続可能で多様な働き方のための環境の整備	10

第2部 施策の実行状況

基本目標1 人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会づくり		
	主要課題1 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	12
	主要課題2 男女共同参画の視点に立った高齢者・障害者・ひとり親家庭等困難を抱えた男女が安心して暮らせるための社会づくり	15
	主要課題3 生涯にわたる男女の健康の支援	23
基本目標2 あらゆる分野への男女共同参画を確立するための環境の整備、意識の改革		
	主要課題4 家庭生活・地域社会における男女共同参画の推進	27
	主要課題5 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大	31
	主要課題6 教育、メディア等を通じた意識の改革、理解の促進	34
	主要課題7 国際社会の取組みへの理解と協力	38
基本目標3 持続可能で多様な働き方のための環境の整備		
	主要課題8 ワークライフバランス及びライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の実現	40
	主要課題9 商業・農業等における男女共同参画の推進	43
	主要課題10 起業・再就職に対する支援	44

第3部 施策の数値目標項目の推進状況

	数値目標の達成状況	45
--	-----------	----

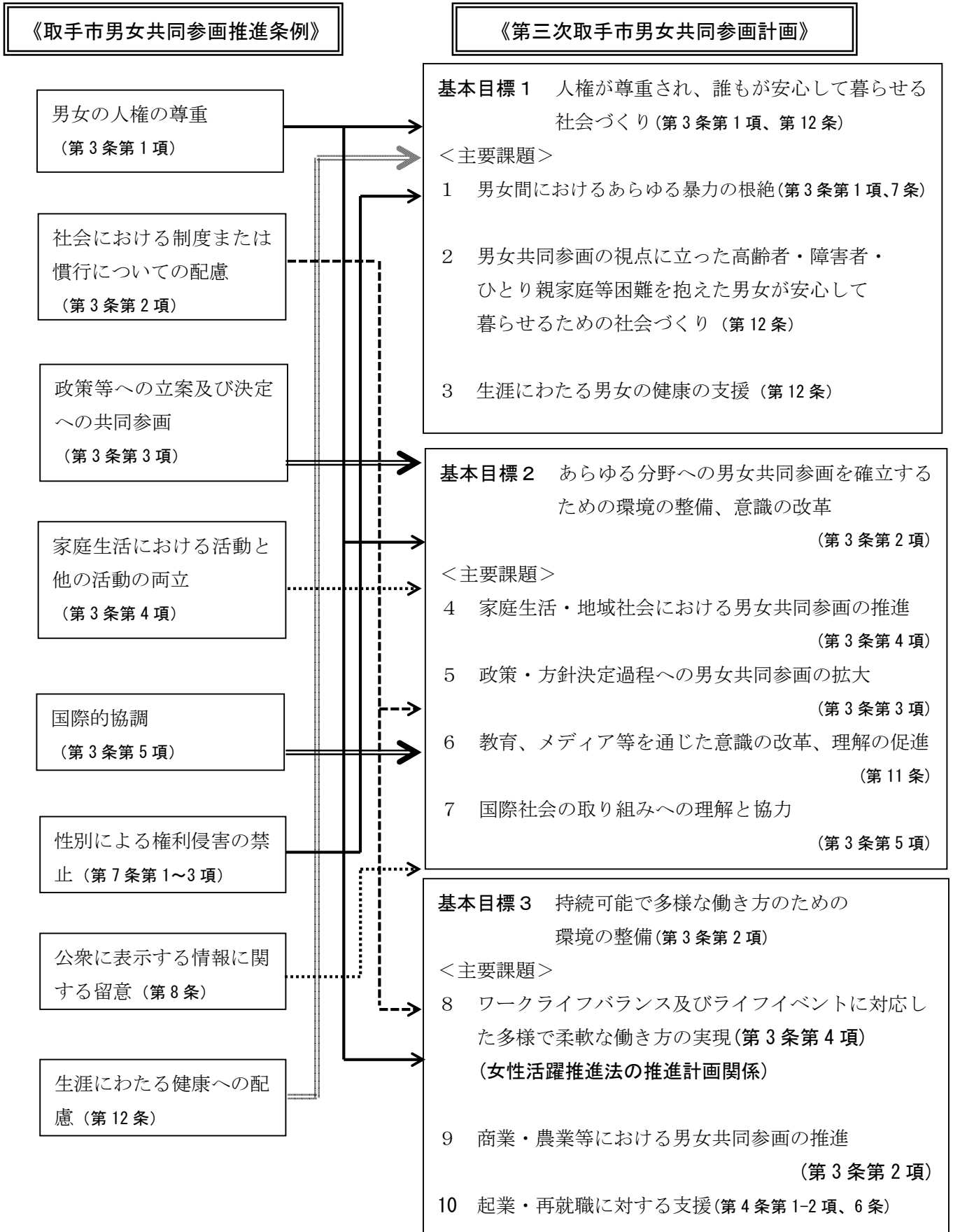
資料

	取手市民アンケート調査	50
	取手市男女共同参画推進条例・施行規則	62
	取手市男女共同参画苦情処理体制	70

第1部

男女共同参画社会の実現にむけた推進状況

1 計画の体系



2 主要課題ごとの各事業評価のまとめ

	達成度（実施状況）				計
	実施済みで十分に成果を上げている A	実施済みで成果を上げている B	実施済みであるがあまり効果が上がっていない C	未着手もしくは実施が困難な状況にある D	

基本目標1 人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会づくり					
1 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	13	11	3	0	27
2 男女共同参画の視点に立った高齢者・障害者・ひとり親家庭等困難を抱えた男女が安心して暮らせるための社会づくり	27	39	0	0	66
3 生涯にわたる男女の健康の支援	25	7	0	0	32
合計	65	57	3	0	125

基本目標2 あらゆる分野への男女共同参画を確立するための環境の整備、意識の改革					
4 家庭生活・地域社会における男女共同参画の推進	20	17	0	0	37
5 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大	7	14	0	1	22
6 教育、メディア等を通じた意識の改革、理解の促進	27	18	0	0	45
7 国際社会の取り組みへの理解と協力	8	0	0	0	8

合計	62	49	0	1	112
----	----	----	---	---	-----

基本目標3 持続可能で多様な働き方のための環境の整備					
8 ワークライフバランス及びライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の実現	9	27	0	0	36
9 商業・農業等における男女共同参画の推進	3	2	0	0	5
10 起業・再就職に対する支援	3	4	1	0	8
合計	15	33	1	0	49

総合計	142	139	4	1	286
割合	49.65	48.60	1.40	0.35	100

※達成度（実施状況）は、担当課の自己評価によるもの

（参考）前年度達成度（割合）

総合計	51.05	44.75	2.10	2.10
-----	-------	-------	------	------

3 基本目標の達成状況

基本目標 1

人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会づくり

日本国憲法では、個人の尊重と法の下での平等が謳われており、これが男女共同参画社会基本法の理念の一つとなっています。

男女共同参画社会の形成は、男女が個人として尊重され、それを阻害するおそれのある社会制度や慣行を見直し、男女が平等に取り扱われることを基本として実現されるものです。

また、男女間におけるあらゆる暴力やハラスメントなどを許さない社会づくりのための取組や、生涯を通じた男女の健康支援に取り組み、誰もが安心して暮らせる環境づくりを進めます。

【実施概要】

○相談業務の啓発を市ホームページ、チラシ等で周知し、ドメスティック・バイオレンス相談について、被害者から相談があった際には迅速に対応した。

No.9【子育て支援課】

○市内計4ヶ所の地域子育て支援センターが子育てに関する情報交換や相談、交流の場として、延べ42,779人名に利用された。

No.57【子育て支援課】

○学校給食に携わる市調理師8名を派遣し、親子料理教室「給食の人気メニューを作ろう！」を実施し、食育の推進を図った。

No.63【学務給食課】

○毎月定例の無料人権相談では性的少数派に関する相談はなかったが、相談があった場合に適切な対応ができるように、相談員で性の多様性について認識を深め、関連する専門的な相談窓口の案内紹介をできる体制を整えている。

No.89【広報広聴課】

○高校生男女を対象に、望ましい時期に妊娠・出産が出来るよう健康な身体づくりや赤ちゃんふれあい体験を通しライフプランについて考え、主体的に生きるための第一歩として講座を実施した。

No.94【保健センター】

○女性がん検診受診率の低い20代、30代向けにがん検診のお知らせ通知を発送し、レディース集団検診時に乳がんモデルを使った健康教育を実施。また、検診時の一部託児実施や、対象年齢の方に検診無料クーポンを配布、土日に検診可能な医療機関検診を実施した。

No.98【保健センター】

○プレママ・パパ教室を延べ17回開催し、延べ総数334名の参加を得た。

No.107【保健センター】

【主な数値目標】

項目	H27	H29	H30	目標値 R3	備考
配偶者等からの暴力による被害に関する相談件数	21件 (延32件)	22件 (延33件)	17件 (延72件)	21件	子育て支援課調べ
地域子育て支援センター利用者数	48,305人	46,108人	42,779人	50,000人	子育て支援課調べ
乳がん検診受診率	10.2%	9.8%	12.3%	12.0%	保健センター調べ
プレママ・プレパパ教室参加者数	253人 (実人数)	278人 (実人数)	228人 (実人数)	300人 (実人数)	保健センター調べ

基本目標 2

あらゆる分野への男女共同参画を確立するための 環境の整備、意識の改革

誰もが生き生きと暮らせる社会をつくるため、男女がそれぞれの価値観やライフスタイルの多様性を認め合い、家庭・職場・地域等においてバランスのとれた生活ができるよう環境を整備することが必要です。

また、長時間勤務が当然とされている男性中心の働き方を前提とする労働慣行（男性中心型労働慣行）を見直すことにより、互いに責任を分かち合いながらあらゆる分野において活躍するとともに、男女が共に暮らしやすい社会の実現を目指します。

計画では、男女が政策・方針決定過程への参画など、あらゆる分野において参画することができる社会となるよう、男女共同参画の促進に努めていきます。

また、男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興体制の確立は、女性にとっても、男性にとっても必要なことです。主体的な担い手として女性を位置づけ、平常時から防災・復興の基盤として男女共同参画を推進します。

現在、国民の間での女性の活躍に関する機運の高まりをチャンスと捉え、女性の参画拡大の動きを更に加速していく必要があります。そのため、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を義務付ける女性活躍推進法に基づき、更に踏み込んだ積極的改善措置（ポジティブアクション）の実行等を通じて積極的な女性の採用・登用を進めます。

【実施概要】

- 市の職員管理職を対象にイクボスセミナーを人事課と共催で実施。仕事と家庭、仕事以外の両立を可能にするマネジメントについて研修し、働き方の見直しや工夫について部下へ推進するよう図った。 No.129【市民協働課】
- 女性消防分団員に防災訓練の指導をお願いし、女性目線での指導を取り入れることにより女性住民の参加増進に努めている。 No.152【消防本部】
- 50の審議会のうち、女性不在の審議会の6つであった（平成31年4月1日現在は55のうち2つ）。 No.163【市民協働課】
- 「第23回女と男ともに輝くとりでの集い」では、「笑って輝く」をテーマに仕事も育児も人生も共に笑って楽しむことを趣旨とした落語講演を開催。老若男女が集う機会を提供し、男女共同参画社会を考えるきっかけとした。 No.211【市民協働課】

【主な数値目標】

項目	H27	H29	H30	目標値 R3	備考
防災訓練の女性参加率	10.0%	13.0%	13.0%	20%	安全安心課調べ
市の各種審議会等における女性委員の割合	26.0%	27.4%	27.6%	30%以上	市民協働課調べ
市の管理職員のうち、女性職員の割合	6.4%	8.2%	7.5%	10%	人事課調べ
市の係長以上職員のうち、女性職員の割合	10.6%	13.7%	14.3%	15%	人事課調べ
市の女性消防団員数	16人	21人	20人	22人	消防本部 総務課調べ

基本目標 3

持続可能で多様な働き方のための環境の整備

働きたい女性が仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、ライフイベントに対応した多様な柔軟な働き方等を通じた仕事と生活の調和（ワークライフバランス）や、パートナーである男性の子育て・介護等への参画等の実現が喫緊の課題となっています。

雇用、起業等の分野においても、女性が男性と均等な機会を得た中で、一層活躍できる状況を実現し、安心して働き生活できるよう、男女が対等なパートナーとして働くことができる環境づくりを促進します。

また、多様な生き方、働き方があることを前提に、職業生活においても各人がその選択において能力を十分に発揮することができるよう、再就職、起業等においても、女性が活躍できるよう就業環境の整備を進める必要があります。

【実施概要】

- 稲保育園で病後児保育を実施した。どんぐり保育園で病児・病後児保育及び休日保育を実施した。平成 30 年度より取手市在勤者の病児・病後児保育も実施開始した。 No.239【子育て支援課】
また、白山、たかさごスクール取手、久賀、永山、稲、たちばな、どんぐり保育園の 7 園で一時保育を実施した。 No.238, 283【子育て支援課】
- ハラスメントの防止等に関する規定を新たに制定するとともにハラスメント防止に関する研修を市職員対象に実施した。 No.264【人事課】
- 軽トラ市等で女性農業者による農産物の販売を実施した。また、JA 茨城みなみの農産物直売所(夢とりで)による女性農業者等の販路の拡大に寄与した。 No.274【農政課】
- 取手駅前に起業家支援を行う「Match-hako(マッチ・バコ)」を開設。セミナーの開催等支援を行った。 No.280【産業振興課】

【主な数値目標】

項目	H27	H29	H30	目標値 R3	備考
延長保育を実施している保育所の割合	100%	100%	100%	100%	子育て支援課 調べ
農業委員会委員に占める女性の割合	4.0%	7.7%	7.7%	11.5%	農業委員会 調べ
Match-hako における起業支援相談者のうち女性の割合	0%	20%	58%	30%	産業振興課 調べ
新規起業家数	12 件	64 件	87 件	365 件	産業振興課 調べ

第2部 施策の実行状況

基本目標1 人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会づくり

●主要課題1 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

施策の基本方向(1)男女間における暴力を許さない社会づくり

具体的施策	No.	施策の内容	継続 新規	No.	担当課	平成30年度実績	達成度	今後の方向性・改善点
女性への暴力の予防と根絶のための環境づくり	1	・男女共同参画に関する専門研修(市職員向けも含む)の充実	継続	1	人事課	各種専門研修については、全庁的に募集し、参加を促している。	B	今後も継続して実施していく。
			継続	2	市民協働課	市職員初任者研修の際に男女共同参画についての講義を実施した。計画に基づきそれぞれの施策を意識して取り組むよう周知した。	A	引き続き実施していく。
	2	・女性への暴力防止や人権意識の高揚、啓発	継続	3	子育て支援課	国が作成したDV予防ポスターを公共施設に掲示した。	B	啓発活動を継続する。
配偶者等からの暴力の防止対策の推進	3	・取手市男女共同参画推進月間(11月)におけるPR活動の充実	継続	4	市民協働課	女と男とともに輝くとりでの集い事業については、熱意ある委員の方々により事業を実施していただいた。今回は笑って輝くというテーマのもと、現役中学生によるピアノライブ、茨城県出身の落語家による落語、取手聖徳女子中学校・高等学校吹奏楽部による演奏を企画し、若者から高齢者まで幅広い年齢層が集う機会を提供し、男女共同参画社会を考えるきっかけとなった。	A	引き続き、効果の高い事業を継続して実施できるよう、実行委員会と連携して取り組んでいく
			4	・配偶者等からの暴力の防止を目的とした講演会・研修会の開催、啓発	継続	5	子育て支援課	NPO法人などが実施する講演会のちらしを公共施設に配置した。
ストーカー行為等への対策の推進	5	・ストーカー行為防止に関する周知、啓発	継続	6	安全安心対策課	ストーカーに関する相談を受けた場合、茨城県警の相談窓口案内を行っている。 ・女性専用相談電話 ・県民安心センター総合相談電話 ・配偶者暴力相談支援センター電話	C	関係機関と協議しながら取り組みを進めていく。

施策の基本方向(2)安心して相談できる体制の充実

具体的施策	No.	施策の内容	継続 新規	No.	担当課	平成30年度実績	達成度	今後の方向性・改善点
被害者に対する相談の 充実	6	・配偶者等からの暴力、ストーカー行為に対処するための女性相談窓口、人権相談事業の周知、充実	継続	7	市民課	住民基本台帳事務支援措置の実施 支援内容・・住民票の発行制限、除住民票の発行制限、 戸籍の附票の発行制限、住民基本台帳閲覧名簿の削除	A	今後も継続して実施する。
			継続	8	広報広聴課	平成30年度の毎月の無料人権相談と市役所窓口において、DVの相談が2件、家庭不和について24件、配偶者についての相談関連が7件程あった。傾聴し、相談内容によっては、関連部署や警察等と連携をとりながら、問題解決へ向けての対応をしている。人権相談事業については、6月の人権擁護委員の日、福祉まつり等の市のイベント時、12月の人権週間中の街頭等で、人権事業の啓発について、周知活動も盛んに行っている。	A	年々増加傾向にある案件であるため、より一層関連機関との連携強化を図っていく。
			継続	9	子育て支援課	相談窓口を市のHP・広報等で周知した。被害者から相談があった際には迅速に対応している。 H30年度実績(実人数) DV相談17件 DV以外19件	A	周知を継続していく。
			継続	10	安全安心 対策課	ストーカーに関する相談を受けた場合、茨城県警の相談窓口案内を行っている。 ・女性専用相談電話 ・県民安心センター総合相談電話 ・配偶者暴力相談支援センター電話	C	関係機関と協議しながら取り組みを進めていく。
関係機関との連携の推 進	7	・配偶者等からの暴力、ストーカー行為の防止と被害者保護のための関係機関(警察や医療関係者など)との連携	継続	11	市民課	住民基本台帳事務支援措置の実施 支援内容・・住民票の発行制限、除住民票の発行制限、 戸籍の附票の発行制限、住民基本台帳閲覧名簿の削除	A	今後も継続して実施する。
			継続	12	子育て支援課	相談者の意向に沿い連携し対応した。	A	必要時連携していく。
			継続	13	安全安心 対策課	ストーカーに関する相談を受けた場合、茨城県警の相談窓口案内を行っている。 ・女性専用相談電話 ・県民安心センター総合相談電話 ・配偶者暴力相談支援センター電話	C	関係機関と協議しながら取り組みを進めていく。
	8	・各種相談業務における適切な人材の確保、研修会の機会等充実による人材の育成	継続	14	子育て支援課	専門職が増員した。相談担当者が専門研修に参加しスキルアップに努めた。	A	スキルアップを図っていく。
			継続	15	人事課	関係部署において相談員を配置し、随時、相談を受付することができる体制を整えている。	B	今後も継続して実施していく。
			継続	16	市民協働課	相談・助言・関連機関への引継ぎなどを目的に男女共同参画苦情処理窓口を設置している。	B	苦情処理相談員や関係機関との連携を一層図っていく。

具体的施策	No.	施策の内容	継続 新規	No.	担当課	平成30年度実績	達成度	今後の方向性・改善点
人権相談窓口の設置	9	・電話、面接による市民相談、人権擁護委員等による専門相談	継続	17	広報広聴課	広報広聴課市民相談室の窓口・電話対応は、平日開庁時に、メールは、常時受け付けし期日を設けて回答をしている。人権擁護委員による無料相談日は月に2回（第2火曜日：本庁舎・第1金曜日：藤代庁舎）いずれも9時から11時に開催している。	A	引き続き、相談業務の周知を行っていく。
	10	・関係機関の連携強化等により、人権尊重の社会づくりに取り組み、様々な人権相談に総合的に対応	継続	18	広報広聴課	取手市人権擁護委員は、市で毎月実施している無料人権相談において、水戸地方務局・龍ヶ崎支局からの指示・支援を受け、または相談案件によっては、市役所の担当部署と連携をとって対応している。主な事案は、人権侵害・近隣関係・家庭内や親族間の困り事について。相談日は月に2回（第2火曜日：本庁舎・第1金曜日：藤代庁舎）いずれも9時から11時に開催している。	A	関連機関との連携を図り、引き続き、相談業務の周知を行っていく。

施策の基本方向(3)セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント等防止対策の推進

具体的施策	No.	施策の内容	継続 新規	No.	担当課	平成30年度実績	達成度	今後の方向性・改善点
セクシュアルハラスメント防止対策の推進	11	・事業所（市を含む）に対する、セクシュアルハラスメント防止に向けての情報の提供、意識の啓発	継続	19	人事課	セクシュアルハラスメントのみを定めた規則を廃止し、ハラスメントの防止に関する規程を平成30年度から施行した。また、ハラスメント防止に関する研修も実施した。	A	ハラスメントの防止等に関する指針を策定し、研修も継続して実施していく。
			継続	20	産業振興課	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレット配布を依頼。	B	引き続き啓発活動としてポスター等の配置を続けたい。
パワーハラスメント防止対策の推進	12	・事業所（市を含む）に対する、パワーハラスメント防止に向けての情報の提供、意識の啓発	新規	21	人事課	ハラスメントの防止に関する規程を平成30年度から施行した。また、ハラスメント防止に関する研修も実施した。	A	ハラスメントの防止等に関する指針を策定し、研修も継続して実施していく。
			継続	22	産業振興課	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレット配布を依頼。	B	引き続き啓発活動としてポスター等の配置を続けたい。
マタニティハラスメント防止対策の推進	13	・事業所（市を含む）に対する、マタニティハラスメント防止に向けての情報の提供、意識の啓発	新規	23	人事課	ハラスメントの防止に関する規程を平成30年度から施行した。また、ハラスメント防止に関する研修も実施した。	A	ハラスメントの防止等に関する指針を策定し、研修も継続して実施していく。
			継続	24	産業振興課	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレット配布を依頼。	B	引き続き啓発活動としてポスター等の配置を続けたい。
関係機関との連携の推進	14	・被害者保護のための関係機関（法務局・雇用均等室等）との連携の推進	継続	25	人事課	関係機関と連携を図り、必要に応じて情報交換や情報提供を行うことで情報を共有する。	B	今後も継続して実施していく。
			継続	26	市民協働課	相談・助言・関連機関への引継ぎなどを目的に男女共同参画苦情処理窓口を設置している。	B	苦情処理相談員や関係機関との連携を一層図っていく。
			継続	27	学務給食課	県及び関係機関からの通知やパンフレットを配布し、啓発を図った。	B	被害者保護のために関係機関との連携を推進していく。

●主要課題2 男女共同参画の視点に立った高齢者・障害者・ひとり親家庭等困難を抱えた男女が安心して暮らせるための社会づくり
 施策の基本方向(4)高齢者が安心して暮らせる環境の整備

具体的施策	No.	施策の内容	継続 新規	No.	担当課	平成30年度実績	達成度	今後の方向性・改善点
生きがいづくりの推進	15	・公共施設を利用したふれあい交流事業の推進	継続	28	高齢福祉課	自主事業参加者 ・世代間交流施設「取手市立かたらいの郷」 8,754名 ・老人福祉センター「取手市立あけぼの」 3,651名 ・老人福祉センター「さくら荘」 3,848名	A	世代間交流及び高齢者の生活支援を目的として、今後も同様に実施していく。
	16	・高齢者のスポーツ・レクリエーション活動への支援、情報の提供、学習機会の情報の提供	継続	29	高齢福祉課	三次元プロジェクト事業による高齢者及び要介護認定者の乗馬教室や、高齢者を中心としたパソコン教室を実施した。 延参加者数 847名	B	高齢者への包括支援を目的として、今後も同様に実施していく。
			継続	30	スポーツ生涯学習課	総合型地域スポーツクラブに対し、活動拠点となる学校体育施設の無料での開放や、3クラブ合同の交流会への参加など、地域交流の場としての確立を支援した。	B	今後も継続して実施していく。
社会参画の推進	17	・高齢者の特性を活かしたボランティアや就労の場の確保	継続	31	高齢福祉課 (シルバー人材センター)	シルバー人材センター会員数 615人、受注件数 5321件、就業延べ人数48,316人、就業実績 21,713千円	B	今後もシルバー人材センターの運営を支援していく。
			継続	32	社会福祉課 (社会福祉協議会)	ボランティア養成講座の開催や介護支援ボランティアの受け入れによりボランティア育成及び活躍の場を提供している。	B	引き続き実施していく
	18	・高齢者の社会参画の促進に関する情報の提供、啓発	継続	33	高齢福祉課	福祉有償運送団体の運転ボランティア募集記事や介護支援ボランティア事業の記事を、ホームページ・広報に掲載し、自主的な社会活動参加を促した。	A	今後も情報提供、啓発に努め、活躍の場の提供に努める。
介護保険の充実	19	・介護を必要とする方のための情報の提供、訪問指導、訪問調査の充実	継続	34	高齢福祉課	介護認定を受けていない75歳以上独居高齢者に対して、地域包括支援センターが訪問した。 <実績> 高齢者訪問数：1,545人	B	民生員等と連携し充実に努める
	20	・介護サービスの質の向上と充実	継続	35	高齢福祉課	介護支援専門員連絡協議会への参加や、各種介護サービス事業所との情報共有を行い、適正な介護サービスの供給に努めた。	B	介護サービスを必要とされる方が増加しているため、被保険者、事業者の理解を得つつ、必要な介護サービスの提供につなげていく。
	21	・地域ケアの推進とネットワークの支援	継続	36	高齢福祉課	医療・介護の関係者等の多職種相互の協働等により連携し、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を行った。 医療・介護専門職種向け研修会・講演会：2回開催	B	今後も各種関係機関と連携し、ネットワークの拡充に努める。
継続			37	社会福祉課 (社会福祉協議会)	市内4ヶ所の地域包括支援センターの連携を図り地域の状況・課題等情報を共有し、地域資源の活用などの検討に力を入れた。	B	引き続き実施していく	

具体的施策	No.	施策の内容	継続 新規	No.	担当課	平成30年度実績	達成度	今後の方向性・改善点
介護保険の充実	22	・介護する家族の負担軽減のため介護者への支援	継続	38	高齢福祉課	非課税かつ要介護3以上または認知症のある要介護1以上のおむつを使用高齢者宅へ、おむつを年4回配達し、経済的負担・買い物負担の軽減を図った。支給対象者407人。	B	事業の周知を図るとともに、該当する高齢者へのおむつの支給を継続する。
	23	・介護予防のための、高齢者情報のデータベース化と情報の共有化の推進	継続	39	高齢福祉課	地域包括支援センターシステムにより、地域包括支援センターとの情報共有を蜜に行った。	B	地域包括支援センターと連携を図り、各種事業の推進を図る。
	24	・介護予防のための施策の推進	継続	40	高齢福祉課	事業対象者及び要支援者を中心に運動機能の維持向上を目的とした「元気ハツラツ教室」を実施。 <実績> 参加延べ人数：876人	B	今後も創意工夫を計りながら事業を実施する。
			継続	41	健康づくり推進課	地域で自主的に活動する介護予防団体に、立ち上げや運営を支援する補助金を交付し、活動を支援した。 補助金交付団体数：新規1団体、継続5団体	B	継続して実施していく
	25	・認知症対策	継続	42	高齢福祉課	認知症である者及びその家族に対する支援に関し必要な事業として、認知症地域支援推進員及び初期集中支援チームを設置した。また、認知症のある高齢者にキーホルダー・ステッカーを配布し、徘徊保護時の身元確認に役立てた。 <実績> 認知症地域支援推進員数・・・8人 認知症初期集中支援チーム数・・・2チーム 見守りキーホルダー・ステッカー事業新規登録者・・・40名	A	今後も認知症施策を推進するため、認知症地域支援推進員または認知症初期集中支援チームを増員・増設する等を行う。 認知症で徘徊の恐れのある方への見守りキーホルダー・ステッカー事業への登録を推進し、早期の身元特定に努める。
生活支援の充実	26	・在宅福祉サービスの充実	継続	43	高齢福祉課	①緊急通報装置設置事業 新規設置台数 40台 ②配食サービス事業年間利用 127人 15,778食 ③愛の定期便事業 訪問日数 141日 配布本数 5,428本 ④ステッキカー購入費助成事業 年間利用者 22人 ⑤移送サービス利用料金助成事業 年間利用枚数 12,629枚	A	今後も高齢者の増加に伴い事業費の確保と、必要な方に必要なサービスが提供できるよう努める。
	27	・年金、医療、保健などの情報の提供、相談の充実	継続	44	国保年金課	国、県や関係機関からのパンフレット等を窓口等に設置したほか、広報紙、ホームページ、メールマガジン等で情報の提供を実施した。また、窓口勉強会を実施し、窓口の応対や相談業務の充実を図った。	A	今後も継続して実施する。

環境整備の促進	28	・ハード、ソフト面のバリアフリー化のための環境整備の充実	継続	45	高齢福祉課	介護認定を受けた被保険者が自宅で安全な生活が送れるよう小規模な住宅改修を行った場合に、介護保険法に基づく居宅介護住宅改修給付費（介護予防住宅改修給付費）を補助。 居宅介護住宅改修 210名 介護予防住宅改修 144名	B	今後も介護保険制度に基づき実施する。
			継続	46	関係各課	市民会館、戸頭中の大規模改造工事において、段差解消のためのスロープ設置を行った。（公共施設整備課） 令和2年開所の公立保育所の設計にあたり、とりで障害者協働支援ネットワークからの意見をうけ、平成30年度は工事に着手した。（子育て支援課）	A	引き続き、公共施設の新築・改修の際、バリアフリー化を行っていく。

施策の基本方向（5）障害者の自立した生活に対する支援

具体的施策	No.	施策の内容	継続 新規	No.	担当課	平成30年度実績	達成度	今後の方向性・改善点
社会参画の推進	29	・障害者の特性を活かしたボランティアや就労の場の確保	継続	47	社会福祉課 (社会福祉協議会)	特定相談支援事業所により、受給者証印した就労につながるよう、相談業務に力を入れた。障害福祉センターつつじ園・ふじしろの施設での就労継続支援B型の事業所での働く場の確保を行った。	A	引き続き実施していく
			継続	48	障害福祉課	社会福祉協議会が運営するボランティア支援センターに「社会参加促進事業費補助金」を交付することにより手話通訳、要約筆記者の養成、傾聴ボランティア、点字、声の広報誌これらの事業を通してボランティアサークルへの加入につながるよう努めた。働く意思がありながら一般就労の困難な人には福祉的就労への支援を行い、一般就労については、就労へ結びつための直接的な支援を行う就労移行支援事業所の利用へつなげる支援を行った。	B	社会福祉協議会のボランティアセンターの機能を強化し、ボランティア層の拡大を図ります。障害者の雇用に関しては就労関係の事業所と連携を図り積極的な活用を支援していく。
	30	・障害者の社会参画の促進に関する情報の提供、啓発	継続	49	障害福祉課	障害福祉サービスの地域生活支援事業のメニューから社会参加の促進につながる事業の紹介や利用を促したりし障害者の社会参加の支援に努めた。また、福祉サービスのしおりを活用し事業の案内など各種福祉サービスの情報提供を行った。	B	今後も引き続き実施していく。
	31	・障害者のスポーツ・レクリエーション活動への支援、情報の提供	継続	50	障害福祉課	障害者スポーツ大会を始め、各種イベント等の参加要請を、広報とりでなどを通して広く市民に呼び掛けた。また県大会への同行支援や障害者団体のスポーツのイベントを人的支援してきた。	B	今後も関係団体は勿論、幅広く情報提供を図り、社会参加の促進を図るものである。
			新規	51	生涯学習課	障がい者の社会体育施設の利用については無料としており、障がい者のスポーツとの関わりのサポートとしている。また、車椅子用車輪洗浄機の設置を行った。	B	今後も継続して実施していく。
32	・障害者差別解消法施行に伴う対応	新規	52	障害福祉課	障害者差別解消法並びに同法に基づく基本方針、職員対応要領に基づき、障害を理由とする不当な差別的取り扱いの禁止や、障害者に対する必要かつ合理的な配慮の提供など、差別の解消に努めた。	B	今後も障害を理由とする差別の解消に向けて着実に取り組みを進める。令和元年度から合理的配慮の提供に関し、障害福祉課に手話通訳者の配置、民間事業者を対象に合理的配慮の支援として助成金制度を実施する。	

施策の基本方向(6)子育て支援体制の充実

具体的施策	No.	施策の内容	継続 新規	No.	担当課	平成30年度実績	達成度	今後の方向性・改善点
保育施設等の地域への開放と支援	33	・地域子育て支援センターの充実	継続	53	子育て支援課	一時保育事業（利用延べ人数 2,378 人） 子育て支援センター（利用延べ人数42,779人）	B	充実した企画内容と、ケース検討会による相談時の対応の向上を図る。
	34	・学校、保育施設等の校庭・園庭開放	継続	54	子育て支援課	園庭、乳児の授乳、休憩に施設を開放した。	B	今後も継続していく。
			継続	55	子育て支援課	各小学校グラウンドを一時利用して、放課後子どもクラブの活動をおこなっている。	B	今後も継続して実施していく。
子育て支援の充実	35	・ファミリーサポート支援事業等の充実	継続	56	子育て支援課	ファミリーサポートセンターで会員の管理（確保・育成・活用）、協力会員と依頼会員の調整相談を実施した。常時ニーズにそったマッチングができるよう、会員の確保につとめた。 会員数518人 （協力会員164人・利用会員330人・両方会員24人） 利用件数2,451件	B	協力会員の偏りが生じているので、会員確保を積極的に実施していく
	36	・子育てに関する情報の提供、相談体制の充実	継続	57	子育て支援課	・子育て支援センターで年齢別親子の集い、講習会・講演会など企画事業の実施に取り組んだ。また、子育てに関する情報の収集と交換を随時行った。 ・子育てに関する相談 支援センター（主に育児）相談件数 8,109件 ・家庭児童相談室（主に虐待やDVまで幅広い相談） 相談件数499件(実人数)	B	今後も継続していく。
	37	・子育て支援情報の発信、強化	継続	58	子育て支援課	月木SAYや窓口において、保育コンシェルジュによる子育て支援情報の発信を実施した。	B	今後も継続し、活動の場を広げていく。
	38	・子育てネットワークへの支援	継続	59	子育て支援課	支援センターを一般に開放し、発達支援センター利用者や保育所利用者の交流の場を設定し、情報交換の場やネットワークの土壌を提供した。	B	自発的なネットワーク活動となるよう取り組んでいく。
	39	・公共施設でのバリアフリー化及び保育施設など子育て環境整備	継続	60	公共施設整備課	市民会館、戸頭中の大規模改造工事において、段差解消のためのスロープ設置を行った。	B	引き続き、公共施設の新築・改修の際、バリアフリー化を行っていく。
継続			61	子育て支援課	老朽化した箇所を修繕し環境整備に努めた。民間施設立て替えに関し、随時相談に応じた。令和2年開所の公立保育所の設計にあたり、とりで障害者協働支援ネットワークからの意見をうけ、平成30年度は工事に着手した。	A	引き続き、子育て環境の整備に努めていく。	

具体的施策	No.	施策の内容	継続 新規	No.	担当課	平成30年度実績	達成度	今後の方向性・改善点
子育て支援の充実	40	・学校における相談事業の充実	継続	62	指導課	全校に子どもと親の相談員を配置。必要に応じてスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを派遣。	A	教育総合支援センターの学校への支援体制の強化。
	41	・食育の推進	継続	63	学務給食課	「給食の人気メニューを作ろう！」親子料理教室の講師として学校給食に携わる市調理師8名を派遣した。	A	引き続き、関係課と連携を図りながら実施する。
			継続	64	子育て支援課	各保育所5歳児が考えたリクエスト献立の導入（年14回）によりバランスのよい食事について考える機会を設け、併せて周知した。ほか給食会議を年12回、給食だよりを年12回発行した。	B	今後も、継続して取り組む。
			継続	65	健康づくり推進課	食育カレンダーを作成し、就学前の幼児に知ってほしい情報を載せ込み、親子で学べる教材として配布した。親子料理教室等を開催し、地産地消や作る楽しみを知ってもらう機会を提供した。	B	継続して実施していく
			継続	66	指導課	家庭科における食育において男女共修を実施。	A	今後も継続指導する。
			継続	67	保健センター	離乳食教室や各種健診の際に生活リズムや食の大切さを伝え管理栄養士による個別の相談を実施した。 離乳食教室：340名 育児相談：123名 健康診査：842名	A	離乳食教室を質問の多い開始して間もない前期と後期に実施し食育の推進に努める
	42	・性同一性障害等性的少数者に係る児童生徒に対する対応の実施	新規	68	指導課	スクールカウンセラーも含めた個別のケース会議の実施・対応。	A	今後も継続指導する。
			新規	69	障害福祉課	周囲の環境として教育相談の場を充実させたり教職員や障害のない子どもの理解促進のため療育システムを通して学校教育と連携し学習環境の整備に努めた。	B	今後も引き続き実施していく。
	43	・地域における子育て支援体制の構築促進	継続	70	スポーツ生涯学習課	各小学校に設置している放課後子どもクラブにおいて、異学年との交流や遊び、外部ボランティアによる体験学習の場を提供している。	B	今後も継続して実施していく。
			継続	71	公民館	親子で楽しめる講座を企画し、異年齢間の子もたちや親同士の交流、体験の場を提供する事業を実施した。	B	今後も継続して取り組んでいく。

具体的施策	No.	施策の内容	継続 新規	No.	担当課	平成30年度実績	達成度	今後の方向性・改善点
子供の交流場所の整備	44	・子供や保護者のニーズの把握と調査	継続	72	ｽｰﾈﾞｰｽ生涯学習課	各放課後子どもクラブで保護者会を実施。また、支援員代表者会議の場で支援員から利用者の要望を聞くなどニーズ把握に努めている。	B	今後も継続して実施していく。
			継続	73	子育て支援課	「取手市第2期子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料とするため、「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施した。	A	「取手市第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定する。
			継続	74	健康づくり推進課	取手ウェルネスプラザの指定管理者による年1回利用者のアンケート調査を実施し、キッズプレイルームを利用する保護者のニーズを把握している。	A	引き続き実施していく。
	45	・「子供の居場所づくり」の整備、運営の充実	継続	75	ｽｰﾈﾞｰｽ生涯学習課	市内の全市立小学校で放課後子どもクラブを開設し、子どもの居場所づくりとして、就労していない家庭の児童も受け入れをしている。	B	今後も継続して実施していく。
			継続	76	子育て支援課	不特定多数の親子が利用する子育て支援センターでは、参加しやすい事業内容を企画し、子どもの居場所作りの役割を担った。	B	居場所の提供プラス親支援もできる事業内容も強化していく
			継続	77	健康づくり推進課	取手ウェルネスプラザの指定管理者による年1回利用者のアンケート調査を実施し、キッズプレイルームを利用する保護者のニーズを把握している。	A	引き続き実施していく。
小児医療費の助成	46	・中学校卒業までの子供の医療費の負担軽減	継続	78	国保年金課	少子化が進むなかで健やかに育てるための環境づくりに寄与するため、小児医療に係る負担の軽減を図った。「ぬくもり医療支援事業」助成対象者数/4,784人	A	今後も継続して実施する。

施策の基本方向(7)ひとり親家庭など生活上の困難に直面する人々への対応

具体的施策	No.	施策の内容	継続 新規	No.	担当課	平成30年度実績	達成度	今後の方向性・改善点
ひとり親家庭の福祉と自立の支援	47	・経済的支援の促進	継続	79	子育て支援課	・児童手当 支給件数13,0,518件（H30年度） ※中学校卒業（15歳）までの児童を養育している方を対象に支給を行った。	A	今後も継続する。
			継続	80	学務給食課	平成30年度実績 就学援助制度認定者数 小学校566名 中学校311名	A	引き続き、就学援助制度の周知を図り、適正な支給に努める。
	48	・住宅支援にかかる情報提供の充実	継続	81	子育て支援課	・「母子・父子・寡婦福祉資金貸付金」相談件数（住宅資金・転宅資金）0件 ・ひとり親家庭になった方にパンフレット（茨城県作成「ひとり親家庭のみなさんへ」）を配布し貸付制度の紹介をしている。	B	住宅支援にかかる様々な情報を紹介できるような情報収集していく。
	49	・相談体制の充実	継続	82	子育て支援課	ひとり親家庭になった方に配るパンフレットをもとに各種支援制度の説明と案内をしている	A	今後も継続する。
			継続	83	指導課	子どもと親の相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる相談体制の整備。	A	今後も継続する。
			新規	84	障害福祉課	相談内容に応じ関係各課はもとより、他の機関と連携を図り専門機関つなげるなど連携の強化を図り相談支援に努めた。	B	今後も引き続き実施していく。
	50	・人権相談窓口の設置	継続	85	広報広聴課	市への相談において「ひとり親家庭の福祉と自立の支援」についての相談があった際には、話をうかがい、内容の確認をして、関連部署へ案内を促している。	A	関連機関との連携を図っていく。
	51	・ひとり親家庭への医療費助成	継続	86	国保年金課	社会的、経済的および精神的負担の大きい、ひとり親家庭（母子・父子）の医療に係る負担の軽減を図った。 「医療福祉費助成制度（マル福）」 助成対象者数/母子家庭1,422人・父子家庭163人	A	今後も継続して実施する。
52	・児童扶養手当の支給	継続	87	子育て支援課	・児童扶養手当支給件数 688件 ※所得に応じて42,490円～10,030円（1人）の支給を行った。	A	今後も継続していく	
53	・ひとり親家庭、配偶者等からの暴力による被害者の就業支援	継続	88	子育て支援課	・JR定期券割引証明書発行 交付193枚 ・高等職業訓練給付金等促進事業 9名 ※児童扶養手当受給世帯の方を対象に、通勤定期（JRのみ）の割引や就職に有利な資格取得に要する就学期間の給付金支給事業を行った。	A	今後も継続していく	

具体的施策	No.	施策の内容	継続 新規	No.	担当課	平成30年度実績	達成度	今後の方向性・改善点
性的少数派に係る人々への対応	54	・性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている人々への差別や偏見に対する相談・支援体制の整備	継続	89	広報広聴課	平成30年度において、毎月定例の無料人権相談で、性的少数派に関する相談内容はなかった。相談があった場合に適切な対応ができるように、性の多様性についての認識を深めた。また、関連する専門的な相談窓口の案内先を紹介する。	A	現代社会における、性の多様性についての認識を深め、丁寧な対応を心がける。
			新規	90	指導課	個別のケースに応じたケース会議をスクールカウンセラーを交え実施・対応する。	A	今後も継続。
			新規	91	障害福祉課	障害者に関する理解、外見からわかりにくい障害の特性など職員に対し障害に対する理解を深め、窓口における障害者への配慮を行うなど職員の資質の向上に努めた。	B	今後も引き続き実施していく。
			新規	92	人事課	LGBT研修を平成28年度から毎年、実施しており、職員の理解度を深めている。	B	今後も継続して実施していく。
			新規	93	市民協働課	専門の相談窓口はないが関係課と調整をし、市ホームページで既存の相談窓口を紹介した。また国、県や他自治体の状況を調査・研究した。	B	状況を見ながら相談・支援体制について検討してく。

●主要課題3 生涯にわたる男女の健康の支援

施策の基本方向(8)生涯を通じた男女の健康の保持増進

具体的施策	No.	施策の内容	継続 新規	No.	担当課	平成30年度実績	達成度	今後の方向性・改善点
生涯にわたる健康づくり	55	・思春期、更年期、老年期等人生の各ステージにわたる健康づくり（性差医療を含む）の普及・啓発及び情報提供、健康相談の充実	継続	94	保健センター	少子化対策として男女高校生に対し、望ましい時期に妊娠・出産が出来るよう健康な身体づくりや赤ちゃんふれあい体験を通してライフプランについて考え、主体的な生き方のための一歩として講座を実施した。参加者総数1,154名	A	これから社会に出る男女高校生に対し望ましい妊娠出産のための健康な身体づくりやライフプランの普及啓発に努める。
			継続	95	スポーツ生涯学習課	中学校入学前の保護者を対象に思春期講座を実施した。	B	今後も継続して実施していく。
			継続	96	健康づくり推進課	介護予防事業の実施や地域での健康づくりを支援した。	B	継続して実施していく
健康診査等の充実	56	・市民の健康増進を図るための各種健康診査等の充実	継続	97	保健センター	胃がん検診：1,529名、大腸がん検診：3,374名、子宮がん検診：2,298名、乳がん検診：2,958名、肺がん検診：10,250名、前立腺がん検診：2,303名、肝炎ウイルス検診：496名、ヘルスアップ健診：861名、骨粗鬆症検診：243名、歯周疾患検診：503名、再掲としてレディースデイ健診(子宮・乳・ヘルスアップ健診のセット)の集団託児付き：247名、医療機関土曜日実施：219名が受診した。	A	疾病の早期発見・予防のための講座を開催し、啓発に努める。
各種がん検診の受診促進	57	・がんに対する正しい知識の普及・啓発及びがん検診を受けやすい体制の整備	継続	98	保健センター	普及啓発として検診受診率の低い20代、30代女性向けに、がん検診のお知らせ通知を発送、レディース集団健診時に乳がんモデルを使った健康教育を行った。子宮がん、乳がん、レディース集団検診において、一部託児を実施、無料クーポン(対象年齢の方)に配布、土日に検診可能な医療機関検診の実施。乳がん検診未受診者対策として、過去5年間検診を受診していない42～69歳且つ取手市国保加入者(5,440人)を対象に受診勧奨通知(がんに対する知識や検診の必要性等の内容)を送付し新たに検診日15日間を設定し実施した。	A	女性が健(検)診を受けやすい日程や環境づくりに努める。
			継続	99	指導課	全学校において保健の授業で実施し、充実を図っている。	A	ゲストティーチャー等の積極的な活用。
ゲートキーパー養成研修	58	・身近な人の自殺のサインに気づき、必要に応じて専門機関につなぐ役割を持つゲートキーパーの養成研修を実施。	継続	100	保健センター	自殺予防対策について、庁内で自殺予防対策会議を年6回開催。普及啓発事業としてキャンペーンの実施。メンタルヘルスチェック「こころの体温計」を実施した。また、PTA女性ネットワーク、図書館ボランティア、市内公立小中学校・養護教諭等にゲートキーパー養成講座、井野団地住民PTA女性ネットワークにミニ講座、市内高校生と市議会議員にセミナーを開催	A	街頭キャンペーンや広報・HPによる啓発運動の継続。自殺対策会議において人材育成・普及啓発等の事業を実施していく。

具体的施策	No.	施策の内容	継続 新規	No.	担当課	平成30年度実績	達成度	今後の方向性・改善点
メンタルヘルス事業の 充実	59	・心の健康づくりに関する情報の提供、啓発、相談体制の充実	継続	101	保健センター	月1回、こころの健康相談を実施すると共に、保健師及び精神保健福祉士による随時相談・訪問を行った。	B	こころの健康相談を広報・HPにより啓発する。相談があった場合は随時対応していく。
			継続	102	人事課	毎月、心の健康相談を実施するとともに、毎年、ストレスチェックを実施し、職員のメンタル不調を防止する体制を整えている。	A	今後も継続して実施していく。
介護予防対策の推進	60	・介護予防ケアマネジメントの作成による介護状態移行者の抑止	継続	103	高齢福祉課	事業対象者または要支援者に対し、高齢者の自立支援を目的として要支援者等の状況にあった適切なサービスが包括的・効率的に提供されるよう必要な援助を行う。 <実績> 介護予防ケアマネジメント年間作成数：3,765件	B	今後も同様に実施していく。

施策の基本方向 (9) 妊娠・出産などに対する健康支援

具体的施策	No.	施策の内容	継続 新規	No.	担当課	平成30年度実績	達成度	今後の方向性・改善点
性と生殖に関する健康と権利に関する意識の啓発	61	・男女がお互いの性を理解し、尊重し、妊娠や出産について、相互の意思を尊重していくための意識の啓発	継続	104	保健センター	随時電話等による相談を実施した。男女高校生講座で男女の心と身体の変化や仕組みを知り妊娠・出産について考える機会を設けた。	A	電話相談及び講話依頼があった場合に実施していく。男女高校生講座は継続して実施する。
			継続	105	指導課	全学校において保健、家庭科の授業で実施している。	A	養護教諭・ゲストティーチャー等の活用。
			継続	106	障害福祉課	妊娠、出産など、個別事案に対し当事者の意思を最大限尊重した相談対応と、関係各課と連携を図り支援に努めた。	B	今後も引き続き実施していく。
妊娠・出産等における母子の健康管理	62	・妊娠期、出産期における母性、父性の重要性についての周知、及び健康診査、保健指導、健康教育の充実	継続	107	保健センター	プレママ教室：年12日間（3回×4期）参加者総数172名 プレパパ教室：年5日間 土曜日開催 参加者総数162名(女性81名・男性81名)。2～5カ月の第1子の乳児と母親を対象にB Pプログラム（子育て支援プログラム）を実施。参加者総数609名	A	プレママ教室、プレパパ教室へ参加し出産から育児に至るまでの知識を習得できるよう継続して支援する。
	63	・発達段階に応じた性教育、保健安全教育の充実	継続	108	指導課	理科、家庭科、保健の授業において、発達段階に応じた指導を実施している。	A	今後も継続。
女性の健康づくり支援	64	・避妊、中絶等に関する相談、健康教育の実施	継続	109	保健センター	随時電話等による相談を実施した。男女高校生講座で避妊について教育を実施した。	A	電話相談及び講話依頼があった場合に実施していく。男女高校生講座は継続して実施する。
	65	・妊娠、出産に関する思春期からの正しい知識の普及、及び望ましい時期の妊娠・出産に向けた健康教育の充実	継続	110	保健センター	少子化対策として男女高校生に対し、望ましい時期に妊娠・出産が出来るよう健康な身体づくりや赤ちゃんふれあい体験を通しライフプランについて考え、主体的な生き方のための一歩としてレットトライ高校生講座：4校を実施した。参加者総数1,154名	A	知識の普及だけでなく、ライフプランを考えるうえで赤ちゃんふれあい体験を市内の高校で実施していく。
			継続	111	指導課	全学校において保健、家庭科の授業で実施している。	A	今後も継続。
妊婦健康診査費の助成	66	・妊婦健康診査に要する経費の助成	継続	112	保健センター	委託妊婦健康診査：7,411件／委託乳児健康診査：1,033件 ／4カ月児健康診査：634名／1歳6カ月児健康診査655名 ／3歳5か月児健康診査：673名／育児相談：643件 ／離乳食教室：357件	A	継続して妊婦健康診査費の助成事業を実施していく。
不妊治療費の支援	67	・不妊治療に要する経費の一部助成	継続	113	保健センター	特定不妊治療費助成事業：申請者実人数：55名 延人数：80人	A	継続して特定不妊治療費助成事業を実施していく。

施策の基本方向(10)健康をおびやかす問題についての啓発・充実

具体的施策	No.	施策の内容	継続 新規	No.	担当課	平成30年度実績	達成度	今後の方向性・改善点
HIV/エイズ・性感染症対策	68	・市広報紙、リーフレットなどによる正しい知識の普及及び情報提供、相談体制の充実	継続	114	保健センター	男女高校生講座で性感染症予防を啓発した。	A	保健所及び市内高校と連携を図り、継続して実施する。
	69	・学校、生涯教育の場での防止対策の啓発	継続	115	指導課	全学校において保健、学級活動の授業で実施している。	A	今後も継続。
			継続	116	学務給食課	学年初期における定期健診を学校医により実施し、健康管理と疾病の予防に努めた。また、保健学習の中で感染症予防の知識を身につけた。	A	引き続き、学校内に啓発ポスターなどを掲示し、正しい知識の普及・啓発に取り組む。
			継続	117	ｽｰｯ生涯学習課	小学1年生から学校教育で実施している。	B	今後も継続して実施していく。
薬物乱用防止対策	70	・情報提供と相談体制の充実	継続	118	社会福祉課	薬物乱用防止協議会への参画し、保護司が様々な相談に対応できるよう相談窓口の紹介等を行う。	A	引き続き、協議会において情報の共有並びに相談体制の強化を図る。
	71	・学校、生涯教育の場での防止対策	継続	119	指導課	全学校において保健、学級活動の授業で実施している。	A	今後も継続。
			継続	120	学務給食課	学年初期における定期健診を学校医により実施し、健康管理と疾病の予防に努めた。また、学校内に薬物乱用防止啓発ポスターを掲示するなど、薬物乱用がもたらす心身への影響等の理解を深めることができた。	A	引き続き、学校内に啓発ポスターなどを掲示し、正しい知識の普及・啓発に取り組む。
			継続	121	ｽｰｯ生涯学習課	社会奉仕団体が市内小中学校を訪問し、薬物乱用防止の講演会を実施している。薬物乱用防止に関するポスターを藤代庁舎内に掲示している。	B	関係機関（保健所、市社会福祉課等）から啓発物の配布やキャンペーンへの参加等があった場合は実施協力する。
72	・薬物乱用防止のための啓発	継続	122	社会福祉課	竜ヶ崎保健所管内並びに市内のイベント等において、協会委員である保護司による啓発活動を行った。	A	引き続き、「社会を明るくする運動」としての薬物乱用防止に力を入れていく。	
飲酒・喫煙防止の啓発	73	・飲酒、喫煙が健康に及ぼす弊害についての啓発、情報の提供	継続	123	保健センター	肺年齢測定器を使用して、個別の肺年齢を計測し禁煙の必要性を指導した。乳幼児健診時に喫煙習慣の有無について聞き取り、乳幼児への受動喫煙防止に努めた。	A	世界禁煙デー、禁煙週間に合わせた啓発活動を行うと共に、個別の健康相談で肺年齢測定器を使った肺年齢検査を継続し、喫煙者への禁煙行動を促す。
			継続	124	指導課	全学校において保健、学級活動の授業で実施している。	A	今後も継続。
			継続	125	ｽｰｯ生涯学習課	7月に取手警察署、行政及び関係団体と共に取手駅において未成年者喫煙防止キャンペーンを行った。	A	今後も同様に実施する

基本目標2 あらゆる分野への男女共同参画を確立するための環境の整備、意識の改革

●主要課題4 家庭生活・地域社会における男女共同参画の推進

施策の基本方向 (1)家庭生活における男女共同参画の推進(女性活躍推進法の推進計画関係)

具体的施策	No.	施策の内容	継続 新規	No.	担当課	平成30年度実績	達成度	今後の方向性・改善点
家庭生活における男女 共同参画の推進	74	・家庭生活における男女共同参画の推進に向けた広報・啓発活動や学習機会の提供	継続	126	市民協働課	男女共同参画情報紙「風」では、「男のための料理教室」を掲載し、男性の意識改革の必要性を周知した。	A	引き続き、広報や情報誌などを利用して周知徹底を図っていく。
			継続	127	ｽｰｯ生涯学習課	公共施設等にて研修会、講習会等の案内チラシを配布するなどの情報提供を行った。	B	今後も引き続き継続していく。
			継続	128	子育て支援課	就労活動時の一時保育やファミリーサポートセンターの利用をパンフレット等でPRした。	B	引き続きパンフレットやホームページ等でPRを続ける。
	75	・男女が家事・育児・介護等で、ともに協力し合いその責任と役割を担うことへの啓発と参加促進	継続	129	市民協働課	市管理職を対象にイクボスセミナーを人事課と共催で実施した。仕事と家庭の両立、仕事と仕事以外の両立を可能にするマネジメントについて研修を行った。	A	引き続き、多面的に啓発や参加促進を実施していく。
			継続	130	ｽｰｯ生涯学習課	市立小中学校・幼稚園の保護者を対象に講演会を開催した。	A	子育てに関して、男性の参加促進を図る。
			継続	131	子育て支援課	・「#papatry-ババトライ-/ (株)ホープ発行」を配布し、子育てにおける男女共同の意識啓発に取り組んだ。	B	・今後も継続する。
	76	・男女が家事、育児、介護等の生活知識及び技術を取得するための各種講座への参加の促進	継続	132	保健センター	プレママ教室：年12日間（3回×4期）参加者総数172名 プレパパ教室：年5日間 土曜日開催 参加者総数162名(女性81名・男性81名)。	A	今後も男性が出席しやすいよう、土曜日等を実施していく。
			継続	133	高齢福祉課 (社会福祉協議会)	男性講座事業を実施。 ①男性講座 参加者数5名 6回開催 参加延人数22名 ②男性料理教室 参加者数20名 3回開催 参加延人数52名	B	今後同様に実施していく。
			継続	134	ｽｰｯ生涯学習課	市立小中学校・幼稚園の保護者を対象に講演会を開催した。	A	子育てに関して、男性の参加促進を図る。

施策の基本方向 (12) 地域社会における男女共同参画の推進

具体的施策	No.	施策の内容	継続 新規	No.	担当課	平成30年度実績	達成度	今後の方向性・改善点
地域社会、地域コミュニティ等における男女共同参画の促進、支援	77	・自治会等地域活動、地域コミュニティづくり、まちづくりセミナー等への男女の参画の促進、啓発及び支援	継続	135	市民協働課	・地域コミュニティ活動が活発に展開されるように、地区補助金を交付した。 ・「女と男とともに輝くとりでの集い」実行委員会には地域コミュニティづくりを担う団体（地女連・青年会議所など）のメンバーも加わっており、地域活動の中で男女共同参画意識の啓発を行った。	A	・引き続き、各地域において、男女を問わず参加しやすいイベント等を積極的に開催するように市政協力員（自治会代表者）に依頼する。
			継続	136	ｽｰｯｼﾞ生涯学習課	地域活動団体の要望に応じて、リーダーバンク登録者を出前講座の講師として派遣し、講座を実施した。	A	今後も引き続き継続していく。
	78	・地域活動リーダーの育成	継続	137	市民協働課	各地域の代表者である市政協力員を対象に、リーダーとしての見識を深め資質向上を図るために、研修会や視察研修を実施した。	A	地域コミュニティづくりのリーダーとして活躍してもらうために、引き続き研修会や意見交換会を実施する。
情報の収集・提供と地域ネットワークづくりの推進	79	・各種団体グループの活性化と女性団体グループのネットワークの支援	継続	138	市民協働課	女と男とともに輝くとりでの集い実行委員会では、各グループに属している方が多いので、グループ間の情報交換やネットワーク化に一定の役割を果たしている。	A	引き続き、各団体のニーズに応じた支援を行っていく。
			継続	139	ｽｰｯｼﾞ生涯学習課	市内小中学校及び幼稚園の保護者から構成される家庭教育学級において、男女共同参画事業の周知及び参加を呼びかけている。	B	今後も引き続き呼びかけを行う。
	80	・女性団体等による調査、提言事業への支援、女性による提言の積極的活用	継続	140	市民協働課	NPO活動やボランティア活動への女性参加の割合は比較的高いので、その団体情報の積極的な収集と発信及び各活動についての意見や提言などの積極的な活用に努めた。	A	引き続き団体情報の収集・発信に努め、団体間のネットワークを構築できるよう支援する。
			継続	141	ｽｰｯｼﾞ生涯学習課	取手市地域女性団体連絡会に対して、運営を支援するために補助金を交付するとともに、情報や意見の収集をした。	B	今後も継続して実施する。
ボランティア活動への支援	81	・ボランティア及びコーディネーターの人材育成、人材リストの作成、ボランティア相談窓口の充実	継続	142	市民協働課	市民協働基本方針に基づく推進体制として、平成30年度も引き続き市民協働推進員を全課に1名ずつ任命、内部研修会を実施し、庁内の協働意識の向上を図った。市民活動団体の活動拠点となる市民活動支援センターでは、専任職員が相談業務等を行うとともに、各団体の活動状況の情報発信をはじめ各種情報の収集・提供を行い、市民活動を側面から支援した。	A	引き続き、協働連携・意識改革を目的にセミナーを企画する。市民活動支援センターでは、市民活動団体の活動拠点として相談業務及び各種情報の収集、提供をより一層充実させる。
			継続	143	社会福祉課 (社会福祉協議会)	11種類のボランティア講座を開催しボランティア育成を図った。また、ボランティア団体・個人ボランティアの一覧について、市民ニーズに迅速に対応ができるようの見直しを行った。	B	引き続き実施していく

具体的施策	No.	施策の内容	継続 新規	No.	担当課	平成30年度実績	達成度	今後の方向性・改善点
ボランティア活動への支援	82	・ボランティア活動の啓発、ボランティア情報誌の発行支援	継続	144	市民協働課	インターネットの市民活動情報サイト「いきいきネットとりで」で市民活動団体の活動や情報発信がスムーズにできるように支援を行った。さらに、NPO・ボランティア団体要覧を作成し公共施設等に配置し団体の活動紹介を行った。 男女共同参画情報紙「風」では、ボランティアをテーマに、国体ボランティアや男性の地域デビューについて掲載し、広く周知した。	A	引き続き市民活動情報サイトは利用団体からサイトに関する意見収集の機会を設け、利用者のためにより良いサイト運営を目指す。
			継続	145	社会福祉課 (社会福祉協議会)	月1回ボランティア情報誌を発行し、イベント募集情報や活動の様子を掲載。ボランティアの実態を市民に分かりやすく広報した。	B	引き続き実施していく
	83	・ボランティア休暇制度の普及	継続	146	人事課	ボランティア休暇（1年間で5日）は、平成9年度から制度化している。平成30年度の取得実績はないものの、休暇制度の対象にはならないボランティア活動・地域貢献活動は、多くの職員が行っている。	B	今後も、庶務担当者研修会等を通して、継続的に周知していく。
			継続	147	産業振興課	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレット配布を依頼。	B	引き続き啓発活動としてパンフレット等の配置を続けた
環境保護活動への参画の支援	84	・環境保護活動に参加したい方への情報提供	継続	148	環境対策課	市広報や市ホームページ等へ随時情報を掲載した。また、庁舎等へ環境保護活動に関するポスターを掲示し情報提供を図った。 さらに、各種キャンペーンによる周知・啓発を実施した。	B	継続して実施する
	85	・環境保護活動団体への支援と育成	継続	149	環境対策課	取手市里山保全整備事業として環境保護活動団体へ補助金を交付するとともに、環境保護活動団体が主催する事業に職員がスタッフとして参加し環境保護活動団体への支援を図った。	A	継続して実施する
	86	・男女が共同して環境保護への高い関心と豊富な知識と経験を各分野へ反映させるための取り組み	継続	150	環境対策課	市民及び在勤在学者を対象とした環境教室及び市内の小中学生を対象とした夏休み環境教室を開催し環境保護への関心と知識を高めた。	A	継続して実施する
地域における安心・安全のまちづくりの推進、啓発、情報の提供	87	・自主防災組織など防災の現場における男女の参画の促進、情報の提供	継続	151	安全安心対策課	取手市防災訓練や各自主防災会など訓練の際に、女性消防団12名のほか、各団体の女性加入者数名の参加をいただいた。また国、県からの通知などにより女性参画への意識向上を図った。	A	引き続き実施していく。
			継続	152	消防本部	地域や事業所で行われた防災訓練等に女性消防分団を積極的に参加させた。女性ならではのきめ細やかな指導に対し高い評価を得ているとともに、女性住民の参加増進に努めた。	A	引き続き女性消防分団員の募集と合わせ、訓練指導に参加させていく。
	88	・地域防犯体制の強化のための男女の参画の啓発、情報の提供及び共有	継続	153	安全安心対策課	毎年キャンペーン活動、地域安全大会等のイベントを行い、各支部に参加していただいた。その中で婦人部で結成している支部があり、そちらにも参加していただいた。	A	引き続き実施していく。

施策の基本方向(13)男性にとつての男女共同参画の推進(女性活躍推進法の推進計画関係)

具体的施策	No.	施策の内容	継続 新規	No.	担当課	平成30年度実績	達成度	今後の方向性・改善点
男性の家庭や地域への参加支援、意識啓発(女性活躍推進法の推進計画関係)	89	・男女が家事、育児、介護、地域活動等で、ともに協力し合いその責任と役割を担うことへの啓発と参加支援	継続	154	ｽｰｯ生涯学習課	市立小中学校・幼稚園の保護者を対象に講演会を開催した。	B	子育てに関して、男性の参加促進を図る。
			継続	155	子育て支援課	・「#papatry-パパトライ-/（株）ホープ発行」を配布し、子育てにおける男女共同の意識啓発に取り組んだ。	B	・今後も継続する。
			継続	156	高齢福祉課	生活支援体制整備事業として、4包括を中心に座談会等を実施し、地域の課題を明確にしながら、支え合い、助け合いに向けての連携を強化していく。 ＜市主催による第1層地域支えあいづくり協議会＞計2回 ＜第2層地域支えあいづくり協議会＞計16回 ①はあとびあ：4回 ②緑寿荘：2回 ③さらの杜：4回 ④藤代なごみの郷：6回	A	今後も継続して実施しながら、各圏域ごとの課題解決に向け、地域における様々な年代の担い手を増やしていく。
	90	・男性が家事、育児、介護、地域活動等の生活知識及び技術を取得するための各種講座への参加支援	継続	157	保健センター	プレママ教室：年12日間（3回×4期）参加者総数172名 プレパパ教室：年5日間 土曜日開催 参加者総数162名(女性81名・男性81名)。	A	今後も男性が出席しやすいよう、土曜日等に実施していく。
			継続	158	ｽｰｯ生涯学習課	市立小中学校・幼稚園の保護者を対象に講演会を開催した。	B	子育てに関して、男性の参加促進を図る。
	男性型の働き方等の見直し及び推進(女性活躍推進法の推進計画関係)	91	・長時間労働を削減するとともに、個々人の事情や仕事の内容に応じて、多様で柔軟な働き方が選択できるような体制づくり	継続	159	人事課	ノー残業デーの周知や所属長へのヒアリング等を行うことで、昨年度よりも長時間労働を行った職員数は若干減少した。	B
継続				160	産業振興課	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレット配布を依頼。	B	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレット配布を依頼。
92		・男性の育児休業の取得率の向上に向けた職場環境づくりの推進及び取得状況の情報開示	継続	161	人事課	男性の育児休業取得に向けて、配偶者の出産に伴う手続きの際など、対象者に制度等を丁寧に説明することで、平成30年度も男性職員が育児休業を取得した。	A	今後も継続して実施していく。
			継続	162	産業振興課	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレット配布を依頼。	B	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレット配布を依頼。

●主要課題5 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大

施策の基本方向(14)各種審議会・委員会等への女性の参画の拡大(女性活躍推進法の推進計画関係)

具体的施策	No.	施策の内容	継続 新規	No.	担当課	平成30年度実績	達成度	今後の方向性・改善点
審議会・委員会等への 参画・登用の推進	93	・審議会委員等の女性登用の促進、登用率の向上	継続	163	関係各課	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画審議会(委員7名中、女性4名) 市民協働課 図書館協議会(委員8名中、女性5名)図書館 教育支援委員会(委員15名中、女性8名)指導課 公民館運営審議会(委員10名中、女性5名)公民館 社会教育委員会 (委員10名中、女性7名)スポーツ生涯学習課 子どもの居場所づくり事業運営委員会 (委員11名中、女性6名)スポーツ生涯学習課 認知症施策推進委員会 (委員8名中、女性5名)高齢福祉課 	A	男女共同参画庁内推進会議にて引き続き、男女の比率に留意してもらえるよう各部長に協力を依頼していく(市民協働課)。
	94	・審議会委員等の一般公募委員登用の促進、登用率の向上	継続	164	関係各課	審議会等委員の一般公募委員の状況 55審議会等のうち、4つの審議会一般公募委員が9名。 <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画審議会(公募委員2名のうち女性1名) 市民協働課 政治倫理審査会(公募委員3名のうち女性1名) 広報広聴課 みどりの審議会(公募委員2名のうち女性0名) 水とみどりの課 環境審議会(公募委員2名のうち女性2名)環境対策課 	B	男女共同参画庁内推進会議にて引き続き、一般公募委員登用に留意してもらえるよう各部長に協力を依頼していく(市民協働課)。
	95	・男女共同参画に関する人材を登録し、審議会等委員の選考などに活用	継続	165	市民協働課	人材バンク登録自体は実施していないが、庁内で市民委員などの人選依頼があった場合は、公平な視点があり男女共同参画に見識が高い関係市民を推薦している。	B	一般公募された市民の状況を把握するなど、庁内の人材活用の仕組みを検討していく。
	96	・参画状況の定期的調査の実施、情報の提供、意識の啓発	継続	166	市民協働課	内閣府実施調査(毎年5月)時に庁内に向け、参画状況の周知、女性委員不在の審議会の解消依頼、併せて市独自調査(要綱に基づく協議会など)を実施した。結果は、実績報告者や重点事業マネジメントシートでの公表をした。また、統計とりで、データを掲載した。	A	引き続き、情報の提供を行い、意識の啓発を図る。

施策の基本方向(15)市役所における女性職員の登用・職域の拡大等積極的改善措置(ポジティブアクション)の推進

具体的施策	No.	施策の内容	継続 新規	No.	担当課	平成30年度実績	達成度	今後の方向性・改善点
各部・課内の職務の見直し	97	・職員の意欲や意向を尊重した人事配置の推進	継続	167	人事課	職員から提出された人事配置自己申告票の記載内容、人事ヒアリングを参考に人事配置を行っている。	B	今後も継続して実施していく。
	98	・男女均等な職員研修による人材育成	継続	168	人事課	男女の区別なく全ての職員に対し、研修の機会を付与している。	A	今後も継続して実施していく。
職員に対する男女共同参画に関する研修の充実	99	・男女共同参画社会への学習機会の確保	継続	169	人事課	担当部署と連携を図り、男女共同参画、人権問題等の研修に参加している。	B	今後も継続して実施していく。
管理職への女性の積極的登用	100	・人事評価制度を踏まえた、女性職員の能力と適性に合った職域の拡大、登用及び昇進	継続	170	人事課	管理職を含め、全職員を対象に人材育成を踏まえた人事評価研修を実施するとともに、女性職員の管理職登用及び昇進を行っている。	B	今後も継続して実施していく。
女性の視点を活かした政策の推進	101	・市の政策方針決定過程への女性職員の視点の活用	継続	171	政策推進課	取手駅西口A街区の公共施設導入に関する調整会議11名中、女性職員3名。 チャレンジ庁内検討部会12名中、女性職員3名。 市制施行50周年記念事業庁内プロジェクトチーム16名中、女性職員3名。	A	他にも多くの機会での女性視点の意見が反映できるように試みる。

施策の基本方向(16)企業、団体、自治会などにおける物事を決める場面への女性の参画の推進

具体的施策	No.	施策の内容	継続 新規	No.	担当課	平成30年度実績	達成度	今後の方向性・改善点
事業所における女性社員の登用・職域の拡大	102	・女性の登用や職域拡大の重要性について企業や団体等への啓発の促進及び協力要請	継続	172	市民協働課	「次世代女性活躍のひみつ(パンフレット)」と「次世代女性活用セミナーDVD」を商工会へ配布し、女性登用に関する意識啓発を図った。	B	関係課と連携し、市内企業で活躍する女性や、働きやすい職場環境づくりに取り組む企業を取り上げ、ホームページ等で発信するなど、意識啓発を推進していく。
			継続	173	産業振興課	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレット配布を依頼。	B	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレット配布を依頼。
	103	・男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業の取組事例の収集及び紹介	継続	174	市民協働課	内閣府男女共同参画局主催の「夏のリコチャレ2018」に登録した取手市内企業で理工系の仕事体験を視察し情報を収集した。	A	各事業に反映できるよう、今後も引き続き情報を収集していく。
			継続	175	産業振興課	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレット配布を依頼。	B	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレット配布を依頼。
自治会、町内会等、地域における女性の参画拡大	104	・地域づくりにおいて、女性の能力が十分に発揮される機会の創出	継続	176	市民協働課	各地域の代表者である市政協力員を対象に、リーダーとしての見識を深め資質向上を図るために、研修会や視察研修を実施した。	A	地域コミュニティづくりのリーダーとして活躍してもらうために、引き続き研修会や意見交換会を実施する。
企業経営者等に対する啓発	105	・企業経営者等を対象とした意識の啓発、情報の提供	継続	177	産業振興課	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレット配布を依頼。	B	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレット配布を依頼。
		・入札参加業者に対する共同参画社会的貢献度評価加点制度導入の検討	新規	178	管財課	県では実施しているが、取手市では総合評価落札方式を実施していない。	D	過去において総合評価落札方式を実施したが落札者が変更となるような大きな影響はなく、評価期間においても時間を有することから、現在では実施していない状況です。今後においても、取手市では

施策の基本方向(17)男女共同参画推進のための女性リーダーの養成

具体的施策	No.	施策の内容	継続 新規	No.	担当課	平成30年度実績	達成度	今後の方向性・改善点
国県等が開催する学習会等に対する支援	106	・各種情報提供の充実、啓発	継続	179	市民協働課	他機関の開催チラシを公共施設窓口を設置するほか、市内の女性団体への周知等を行った。	B	今後も継続して実施する。
	107	・女性リーダー等養成講座への支援、充実	継続	180	市民協働課	他機関の開催チラシを公共施設窓口を設置するほか、市内の女性団体への周知等を行った。	B	今後も継続して実施する。
人材育成講座の開催	108	・まちづくりのリーダーとなる女性を育成する講座の開催	継続	181	ｽｰﾈﾞ生涯学習課	取手市地域づくり型生涯学習推進委員会を設置し、取手の地域づくりに向けて会議を行ったり、市民大学講座でまちづくりにつながる講座を実施した。	B	今後も継続して実施する。
	109	・女性団体、PTA等各種団体の人材育成や指導者養成	新規	182	ｽｰﾈﾞ生涯学習課	取手市地域女性団体連絡会の活動に補助金を支出し、女性の指導者養成や人材育成を支援している。	B	今後も継続して実施する。
ネットワークづくりの推進及び交流機会の充実	110	・ネットワークづくりの推進	継続	183	市民協働課	女と男ともに輝くとりでの集い実行委員会のメンバーは女性団体グループに属している方が多く、実行委員会開催の場でグループ間の情報交換やネットワーク化のきっかけづくりをしていただいた。	A	引き続き実施する。
	111	・自主学習グループへの支援と育成	継続	184	市民協働課	市民団体の活動成果報告会への出席や、各団体での個別要請に応じた支援を実施した。	B	引き続き実施する。

●主要課題6 教育、メディア等を通じた意識の改革、理解の促進

施策の基本方向(18)子供の頃からの男女共同参画の理解と意識啓発

具体的施策	No.	施策の内容	継続 新規	No.	担当課	平成30年度実績	達成度	今後の方向性・改善点
情報紙・広報紙等による意識啓発活動の充実	112	・男女共同参画に関連する法律知識の周知	継続	185	市民協働課	男女共同参画情報紙「風」に関連記事を掲載し、市民への周知を図った。	A	引き続き、広報や情報紙などを利用して周知徹底を図っていく。
	113	・「取手市男女共同参画推進条例」及び「取手市男女共同参画計画」の周知徹底	継続	186	市民協働課	市ホームページにて条例と計画の説明記事を掲載しているほか、図書館や市民情報コーナー等でも計画書を閲覧に供している。	A	引き続き周知徹底を図っていく。
	114	・男女共同参画情報紙「風」や市広報紙「広報とりで」、市ホームページなどによる意識啓発	継続	187	市民協働課	男女共同参画情報紙「風」にて、市内の学校で取り組んでいる女性キャリア教育を掲載し、広く周知した。併せて市ホームページにも掲載している。	A	引き続き、情報紙や広報誌を利用して啓発活動を行っている。
			継続	188	広報広聴課	毎月の各相談日の日程について、広報とりでの1日号に掲載している。また、啓発活動の関連記事については、広報紙やホームページに掲載している。	A	引き続き、関連記事を掲載し周知を行っていく。
			継続	189	魅力とりで発信課	市ホームページにおける情報発信に際して、各ページごとにアクセシビリティチェックで差別的表現が無いかの確認を行った。また、ホームページ研修等を実施し、職員一人ひとりの意識向上に努めた。	A	今後も研修等を継続し市HPによる情報発信に際しての意識向上と各課との連携を図っていく。
学習機会の提供	115	・社会制度や慣行の見直しを啓発するための市民フォーラム、各種講座やイベント等学習機会の提供	継続	190	市民協働課	第22回女と男ともに輝くとりでの集い事業では「笑って輝く」というテーマのもと、現役中学生によるピアノライブ、茨城県出身の落語家による落語、取手聖徳女子中学校・高等学校吹奏楽部による演奏を企画し、若者から高齢者まで幅広い年齢層が集う機会を提供し、男女共同参画社会を考えるきっかけとなった。	A	今後も、多世代の男女が楽しみながら男女共同参画の意識を高められるようなイベントを、実行委員と連携して取り組んでいく。
相談体制の充実	116	・男女共同参画社会の形成に向けた苦情処理等相談体制の充実	継続	191	市民協働課	市ホームページで制度の周知をした。相談及び苦情申し出件数なし。	B	継続して体制の周知を図っていく。
学校等における男女共生教育の充実	117	・人権尊重に基づいた男女平等教育を実践し、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどの意識の啓発	継続	192	指導課	人権尊重に基づいた男女平等教育を実践している	A	教育活動全体を通して児童生徒の人権意識の育成を図る。
	118	・全教育活動における男女平等感の育成	継続	193	指導課	人権尊重に基づいた男女平等教育を実践している。	A	教育活動全体を通して児童生徒の人権意識の育成を図る
	119	・個人の能力や資質に沿った、個性を生かした進路指導の充実	継続	194	指導課	進路指導における男女の差別はない。	A	本人及び保護者の希望にそった進路指導の充実。
	120	・男女共同参画の視点に立った教育、学習の充実	継続	195	指導課	男女共同参画の視点に立った教育・学習を実践している。	A	今後も継続。
継続			196	入学生涯学習課	中学校の道徳やキャリア教育で男女平等に触れる機会を持つようになっている。	B	今後も引き続き継続していく。	

具体的施策	No.	施策の内容	継続 新規	No.	担当課	平成30年度実績	達成度	今後の方向性・改善点
教職員等への男女平等意識の啓発	121	・教職員、保育士等への男女平等意識に関する研修の充実	新規	197	指導課	各学校における職員研修等で男女平等意識が図られている。	A	人権教育の視点から今後も継続していく。
			継続	198	子育て支援課	男性保育士を採用しており、男女共同参画の環境のもと業務遂行した。保育に関しても、個性を伸ばす保育を大切に、幼少期から男女平等の意識を浸透させている。	B	男女平等意識に関する研修の充実を図る。
男女共同参画の視点に立った学校運営の推進	122	・男女共同参画の視点に立った学校運営、PTA活動の支援	継続	199	ｽｰｯｼﾞ生涯学習課	学校生活において男女平等を基本とした運営を行っている。	B	今後も引き続き継続していく。
			新規	200	指導課	男女共同参画の視点に立った学校運営、PTA活動が図られている。	A	今後も継続した運営に努める。
健全な体、食生活の実現	123	・男女を問わず、健全な体、食生活を実現するための能力を養成する観点からの健康づくり、食育の推進	継続	201	学務給食課	栄養教諭および学校栄養職員が教職員と連携を図り、児童・生徒に望ましい食生活習慣を身につけるよう食育指導を実施した。	A	今後も継続して指導する。
			継続	202	指導課	児童生徒に望ましい食生活習慣をつけるよう食育指導を実施している。	A	今後も継続。
			継続	203	健康づくり推進課	食育カレンダーを作成し、就学前の幼児に知ってほしい情報を載せ込み、親子で学べる教材として配布した。外食でも健康に配慮したメニューが選択できるよう、タニタ監修メニューを市内店舗の協力の下作成し、提供を開始した。	B	継続して実施していく
			継続	204	子育て支援課	給食日より・保健だよりを発行し、健康な体作りや食育の基礎の啓発に努めた。	B	引き続き、継続して取り組み、規則正しい生活の重要性を伝えていく。
			継続	205	保健センター	子どもから高齢者まで、各年代にあった望ましい食生活の普及に努めるため、食育アドバイザーとして食生活改善推進員を養成し活動を推進した。養成講座を開催し、食生活改善推進を増員した。	A	各年代にあった望ましい食生活の普及活動を引き続き実施していく。
青少年の相互理解と協力を推進する諸活動の計画	124	・キャンプ等を通じた青少年への男女共同参画に関する学習機会の提供	継続	206	ｽｰｯｼﾞ生涯学習課	子ども会キャンプ事業を通して、男女・異年齢間の交流を図った。	A	今後も交流事業を継続していく。

施策の基本方向(19)多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

具体的施策	No.	施策の内容	継続 新規	No.	担当課	平成30年度実績	達成度	今後の方向性・改善点
多様な学習機会の充実、意識の啓発、情報の提供	125	・女性の生涯に応じたチャレンジを支援するセミナー、学習会の開催	継続	207	ｽｰｯ生涯学習課	女性活動企画委員会議の男女共同参画社会への理解などの学習活動を支援した。	A	今後継続していく
			継続	208	公民館	八重洲、小文間、永山、寺原、井野、戸頭、白山、中央タウンで女性学級を実施した。豊かな人間性を培うと共に、社会背景に沿った幅広い教養を身につける。	B	引き続き、女性としての豊かな人間性を高める学習の機会を提供する。また、新たに参加する方を募集していく。
			継続	209	市民協働課	自主事業としての開催はしていないが、国県主催のセミナーについて、各窓口へのチラシ配置、市内女性団体への連絡等の周知を行った。	B	国県事業と連携しながら、引き続き実施する。
	126	・男女共同参画についての講演会、学習会の開催（自立企画も含む）	継続	210	ｽｰｯ生涯学習課	家庭生活に関する学習を提供できる人材がリーダーバンクに登録している。	B	今後も引き続き継続していく。
			継続	211	市民協働課	女と男ともに輝くとりでの集い事業について、熱意ある委員の方々により事業を実施していただいた。今回は笑って輝くというテーマのもと、現役中学生によるピアノライブ、茨城県出身の落語家による落語、取手聖徳女子中学校・高等学校吹奏楽部による演奏を企画し、若者から高齢者まで幅広い年齢層が集う機会を提供し、男女共同参画社会を考えるきっかけとなった。	A	引き続き、効果の高い事業を継続して実施できるよう、実行委員会と連携して取り組んでいく。
	127	・男女共同参画の研究資料の収集・整理、意識調査の実施	継続	212	市民協働課	市民アンケート調査（政策推進課実施）で、「男女の地位に関する意識について」の項目をたて、意識調査を実施し、概要を公表している。	A	年次報告書の中で、さらに分析したものを掲載していく。
			継続	213	政策推進課	平成30年10月に実施した「取手市民アンケート調査」のなかで、男女の地位に関する意識について意見を問う項目を設け、調査を実施した。	A	今後も、男女共同に関連した研究資料の収集・整理に努めていく。
	128	・男女共同参画情報紙の発行、情報の提供	継続	214	市民協働課	男女共同参画情報紙「風」を年2回新聞折込で配布している。また、情報紙は市のホームページでも公開している。	A	引き続き、情報提供に努める。
			継続	215	図書館	図書館ボランティアの登録者数は平成30年度末現在で181名となり、うち7割が女性の登録者が占めている。読み聞かせ、布絵本の制作、本の修理、YAサポーター（中高生ボランティア）によるテーマ展示や情報誌の定期発行など各々が得意分野を生かした取り組みや情報提供を実施した。	A	引き続き、ボランティア養成講座を開催し、図書館ボランティアの裾野を広げるため、今後も、活動の紹介、普及啓発に努める。
	129	・乳幼児を持つ女性の学習機会及び社会参加権の充実（一時保育の実施を含む）	継続	216	市民協働課	第22回女と男ともに輝くとりでの集い事業では、託児体制も準備したが該当者はいなかった。	B	今後も、イベント開催時の託児所の配慮を心がけて実施していく。
			継続	217	ｽｰｯ生涯学習課	市内各小中学校及び幼稚園の保護者から構成される家庭教育学級の研修会において、子育て中の女性が参加しやすいよう託児所を開設している。	B	今後も継続して実施していく。
			継続	218	子育て支援課	子育て支援講習会「どならない子育て」、子育て支援センター親支援事業では、親が集中して学習できるよう託児を実施した。	B	今後も、継続して取り組む。
	130	・学習・交流の場の情報提供のための生涯学習情報の充実	継続	219	ｽｰｯ生涯学習課	生涯学習講座や講演会のチラシの配置やポスターを掲示したり、情報提供を行っている。	B	今後も継続して実施していく。

具体的施策	No.	施策の内容	継続 新規	No.	担当課	平成30年度実績	達成度	今後の方向性・改善点
民間等の教育事業との連携強化	131	・教育機関、事業所との連携による学習機会の充実	継続	220	文化芸術課	東京藝術大学と連携し、文化交流事業を実施。専門的な技術に触れることで、生徒の視野を広げた。 ○音楽学部：中学校吹奏楽部指導、ふれあいコンサートの実施（年3回） ○美術学部：小学校美術授業指導 ○映像研究科：親子向け映像制作事業の実施	A	引き続き実施する。
			継続	221	ｽｰｯｼﾞ生涯学習課	県南生涯学習センターの学習講座を入手で実施し、相互に情報提供を行っている。	B	今後も継続して実施していく。
指導者の養成	132	・女性リーダー等人材バンク登録の充実	継続	222	ｽｰｯｼﾞ生涯学習課	リーダーバンクに120名が登録し、約半分が女性登録者である。	A	今後継続していく
			継続	223	市民協働課	人材バンク登録自体は実施していないが、庁内で市民委員などの人選依頼があった場合は、公平な視点があり男女共同参画に見識が高い関係市民を推薦している。	B	一般公募された市民の状況を把握するなど、庁内の人材活用の仕組みを検討していく。
	133	・男女共同参画アドバイザー養成講座への支援	継続	224	ｽｰｯｼﾞ生涯学習課	チラシを配置している。	B	今後も継続して実施していく。
			継続	225	市民協働課	市として「アドバイザー」という位置づけの研修は実施していないが、国や県で実施している男女共同参画関係のセミナーの周知を行うことで、間接的にアドバイザー養成支援を実施している。	B	今後とも、情報提供を主とした支援を実施していく。

施策の基本方向(20)メディアを活用した情報の提供・発信

具体的施策	No.	施策の内容	継続 新規	No.	担当課	平成30年度実績	達成度	今後の方向性・改善点
女性の人権を尊重した表現の推進、環境の浄化	134	・性犯罪、売買春、性の商品化の防止のための茨城県青少年の健全育成等に関する条例等の有効な運用等、及び環境浄化のための啓発	継続	226	ｽｰｯｼﾞ生涯学習課	茨城県青少年の健全育成等に関する条例に基づく立入調査を実施し、有害環境浄化に努めた。	A	今後同様に実施していく。

(21)情報を活用できる能力向上の推進

具体的施策	No.	施策の内容	継続 新規	No.	担当課	平成30年度実績	達成度	今後の方向性・改善点
メディアからの情報を主体的に読み解き判断できる能力の向上への取り組み	135	・児童、生徒がメディアからの情報を主体的に読み解き、判断できる能力の向上のための支援、啓発	継続	227	指導課	情報モラル教育の全学校で実施し、充実が図られている。	A	情報モラルに関する資料の作成・配布。
メディア社会において情報を活用できる能力の向上	136	・市民の主体的な情報活用能力向上のための取組の推進	継続	228	ｽｰｯｼﾞ生涯学習課	IT講習会をパソコンボランティアとの協働により6公民館で上期・下期2回実施した。	A	今後もさらなる講習内容の充実に努めていく。
			継続	229	公民館	ホームページや広報紙を通じて、公民館施設や事業の案内、サークル活動の紹介などを市民に向けての発信を行った。	B	引き続き、公民館事業等の発信を行っていく。

●主要課題7 国際社会の取り組みへの理解と協力

施策の基本方向(22)男女共同参画に関する国際交流の推進

具体的施策	No.	施策の内容	継続 新規	No.	担当課	平成29年度実績	達成度	今後の方向性・改善点
国際交流・国際協力の推進	137	・NPO等の活動への支援	継続	230	市民協働課	国際交流の分野で活動している団体に市民活動情報サイト「いぎいぎネットとりで」において活動情報を発信してもらい国際交流への活動につながるように支援した。また、該当する市民団体に対し、一般公募補助金の交付を行った。	A	国際交流・国際協力を目的とした活動に対し、所管課を中心に、間接的に連携・支援を行う。
海外交流の促進	138	・市民の国際性を育むための、市民の海外派遣研修等を通じた国際交流の促進	継続	231	秘書課	姉妹都市ユーハ市との交流事業では、学生をはじめとする市民派遣団を派遣するとともに、ユーハ市民訪問団の受入も行い、互いにホームステイによる異文化交流を行った。 特別友好都市桂林市との交流事業では、桂林市内の中学校長を団長とした中学生10名を含む訪問団が取手市に來市し、両市中学生同士の意見交換や教育関係者の懇談会等を中心とした交流を実施した。また、來市した桂林市中中学生については、取手市内の一般家庭での短期ホームステイを実施した。 また、市内中学生がグローバル時代に対応できる多様な価値観を養うため、さらに市民に姉妹都市・特別友好都市を身近に感じてもらうために、姉妹都市ユーハ市・特別友好都市桂林市の学生との写真作品による交流（市内中学生が作成した作品と姉妹都市・特別友好都市学生が作成した作品の交換、および市内施設での作品展示）を実施した。	A	引き続き事業を実施し、更なる国際交流の促進を図る。
在住外国人の支援	139	・市内に居住する外国人に対する各種支援と情報の提供	継続	232	秘書課	取手市国際交流協会と連携し、日本語教室や外国人のための無料相談会などの外国人のための支援事業を行った。 また、外国人から生活情報に関する問い合わせがあった際に、茨城県国際交流協会発行の「外国人のための生活ガイドブック」などの冊子を配布をした。	A	引き続き、取手市国際交流協会を通じ、外国人支援事業への支援を行っていく。
			継続	233	市民課	外国籍市民に対し、日常生活用のパンフレットの配布や、対応をしている。	A	今後も継続して実施する。
	140	・国際交流ボランティアの支援と育成、日本語教室の開催支援	継続	234	秘書課	取手市国際交流協会の活動支援を通じて、協会ボランティアが主体となる事業などが実施された。 また、茨城県国際交流協会の協力のもと、日本語ボランティアのためのスキルアップ講座が実施され、日本語教室の外国人学習者を支援するボランティアの育成を行った。	A	今後も、取手市国際交流協会への支援を通して、ボランティアの支援と育成を行っていく。

施策の基本方向(23) 国際的視野を持った男女共同参画の推進

具体的施策	No.	施策の内容	継続 新規	No.	担当課	平成30年度実績	達成度	今後の方向性・改善点
国際規範・基準への理解と促進	141	・国際問題や外国の文化などについての学習機会の提供	継続	235	秘書課	各種の国際交流事業を実施および支援し、外国文化等についての学習機会を提供した。	A	引き続き実施する。
国際情報の収集と提供及び学習の機会の支援	142	・海外派遣事業への支援及び相互理解を促進する講座、情報の提供	継続	236	秘書課	取手市国際交流協会のイベント等の支援を行ったほか、姉妹都市派遣に際し異文化理解のための研修を実施するなど、相互理解の促進に努めた。	A	引き続き実施する。
青少年による国際協力の推進	143	・青年国際交流事業、青年の船事業等の普及広報活動等への支援	継続	237	ｽｰﾝｽﾞ生涯学習課	参加募集のポスター掲示や開催要項のカウンターへの設置等の広報活動を行った。	A	今後も同様に実施していく。

基本目標3 持続可能で多様な働き方のための環境の整備

●主要課題8 ワークライフバランス(注)及びライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の実現(女性活躍推進法の推進計画関係)

施策の基本方向(24)男女が安心して子育て・介護ができる環境づくり

具体的施策	No.	施策の内容	継続 新規	No.	担当課	平成30年度実績	達成度	今後の方向性・改善点
保護者の就労を支援するための仕事と育児の両立支援事業の推進	144	・低年齢児保育、土曜日延長保育、延長保育、障害児保育、一時保育の充実	継続	238	子育て支援課	市内特定教育・保育施設等24カ所のうち、平日延長は20カ所、土曜延長は10カ所を実施。障害時保育については全園で加配保育士の配置をしている。一時保育(永山、白山、久賀、たちばな、稲、たかさごスクール取手、どんぐり保育園で実施/利用延べ人数2,378人)低年齢児保育は保育施設全園で実施している。	B	受け入れ態勢の強化を図る。「取手市子ども・子育て支援事業計画」で設定した目標値を確保するため、事業の推進を図っていく。
	145	・休日保育、病後児保育の実施	継続	239	子育て支援課	・稲保育園で病後児保育を実施 ・どんぐり保育園で休日・病児・病後児保育を実施 ・稲、どんぐり保育園で取手市在勤者の病児病後児保育の実施	A	引き続き実施する。
	146	・放課後児童クラブの充実	継続	240	スポーツ生涯学習課	放課後子どもクラブとして、市内全公立小学校で実施している。	A	今後も継続して実施していく。
	147	・両立支援のための保育サービスの周知	継続	241	子育て支援課	広報紙・ホームページで掲載。各種相談窓口での情報提供の実施。	B	引き続き周知に努める。
	148	・両立支援のための実態調査とニーズの把握	継続	242	子育て支援課	・「市長と語る会」において実施されるアンケート調査により、保護者の要望の把握と改善に努めた。 ・「取手市第2期子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料とするため、「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施した。	A	引き続き、保護者のニーズ把握に努める。
	149	・家庭児童相談事業の周知、充実	継続	243	子育て支援課	相談窓口を市のHP・広報等で周知した。家庭児童相談室が設置され、専門職が増員になったことで、支援の幅が広がった。(H30年度実績 実件数399件)	A	今後も周知を続け、いつでも相談できる体制を守っていく
介護者を支援するための仕事と介護の両立支援事業の推進	150	・地域包括支援センターによる地域ケア個別会議の開催及び支援事業の推進	継続	244	社会福祉課(社会福祉協議会)	4圏域に設置した地域包括支援センターにおいて、それぞれで開催される地域ケア個別会議に参加し、個々の必要に応じたサービスの提供や支援に努めた。	A	引き続き実施していく
			継続	245	高齢福祉課	地域包括支援センターが地域ケア個別会議を主催し、個別困難な課題を解決することに努めた。 <実績> 地域ケア個別会議開催数：77回	A	今後も各種関係機関と連携し、地域ケア会議の拡充に努める。
	151	・介護する家族の負担軽減のための介護者への支援	継続	246	高齢福祉課(社会福祉協議会)	(経済的負担軽減)介護保険サービス利用のない要介護4以上の高齢者を介護する非課税の世帯のご家族に介護慰労金を支給する。H30年度申請者なし。 (心理的負担軽減)介護家族の会を取手、藤代地区で月1回開催。同じ介護の悩みを持つ仲間と語ったり、専門家から知識を学んでもらう場を提供することにより、介護する家族の方の気持ちと身体の負担を軽減した。	B	該当する家族への慰労金支給及び介護家族の会の活動を継続する。

施策の基本方向(25) 育児休業・介護休業等の定着・普及の促進

具体的施策	No.	施策の内容	継続 新規	No.	担当課	平成30年度実績	達成度	今後の方向性・改善点	
育児休業制度の定着と 介護休業制度の普及及 び制度の意識啓発	152	・労働者に対する育児、介護休業制度の周知と定着の啓発	継続	247	人事課	子育てに係る制度を説明した「子育てハンドブック」の作成や庶務担当者研修会で、職員への周知を図るとともに、育児休暇、介護休暇対象職員へ詳細を説明している。	B	今後も継続して実施していく。	
			継続	248	産業振興課	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレット配布を依頼。	B	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレット配布を依頼。	
	153	・男性の育児、介護休暇取得への啓発	継続	249	人事課	管理職を対象とした「イクボスセミナー」を開催した。また、子育てに係る制度を説明した「子育てハンドブック」の作成や庶務担当者研修会で職員への周知を図るとともに、育児休暇、介護休暇対象職員へ詳細を説明している。	A	今後も継続して実施していく。	
			継続	250	産業振興課	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレット配布を依頼。	B	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレット配布を依頼。	
	154	・男女共同参画に基づく働き方についての事業所（市を含む）に対する啓発	継続	251	人事課	子育てに係る制度を説明した「子育てハンドブック」を作成し、職員に周知するほか、制度改正の際は、課メールの配信や庶務担当者研修会等により周知している。	A	今後も継続して実施していく。	
			継続	252	産業振興課	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレット配布を依頼。	B	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレット配布を依頼。	
	155	・事業所（市を含む）に育児・介護休業制度の定着に向けた啓発	継続	253	人事課	庶務担当者研修会等を通して全職員に周知するとともに、育児休暇、介護休暇対象職員へ詳細を説明している。	B	今後も継続して実施していく。	
			継続	254	産業振興課	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレット配布を依頼。	B	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレット配布を依頼。	
	156	・事業所（市を含む）の育児・介護休業の取得促進～社会保険労務士等を事業所へ派遣し、適切な労務管理や職場環境の改善に向けた助言、各種助成制度の紹介を実施～	継続	255	産業振興課	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレット配布を依頼。	B	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレット配布を依頼。	
	特定事業主行動計画の 実行	157	・各種休暇・休業制度の周知	継続	256	人事課	庶務担当者研修会等を通して全職員に周知するとともに、対象職員へ詳細を説明している。	B	今後も継続して実施していく。
		158	・育児休業、介護休業が取得しやすい環境づくり	継続	257	人事課	庶務担当者研修会等を通し全職員に周知、また対象職員へ詳細を説明するほか、対象管理職へも取得に向けた環境づくりについて、説明をしている。	B	今後も継続して実施していく。
		159	・有給休暇が取得しやすい環境づくり	継続	258	人事課	有給休暇の所得率が低い部署の管理職には、適宜、個別にヒアリングを行っている。	B	働き方改革の一つとして、年5日以上の有給休暇を取得できるような環境づくりが求められていることを踏まえ、今後も継続して実施していく。
160		・超過勤務の縮減等仕事と家庭生活の両立	継続	259	人事課	時間外勤務の多い部署の管理職には、随時、個別にヒアリングを行っている。	B	働き方改革により時間外勤務の上限時間の遵守が義務づけられることとなった点も踏まえ、今後も継続して実施していく。	

施策の基本方向(26)男女が対等なパートナーとして働く職場環境づくり

具体的施策	No.	施策の内容	継続 新規	No.	担当課	平成30年度実績	達成度	今後の方向性・改善点	
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の趣旨の徹底	161	・事業所へ男女の均等な機会と待遇確保のための周知、啓発	継続	260	市民協働課	「次世代女性活躍のみみつ(パンフレット)」と「次世代女性活用セミナーDVD」を商工会へ配布し、女性登用に関する意識啓発を図った。	B	ワークライフバランス(仕事と生活の調和)の視点で働き方(長時間労働など)の見直しなどについて、機会があることに啓発していく。	
			継続	261	産業振興課	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレット配布を依頼。	B	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレット配布を依頼。	
	162	・事業所における女性の能力発揮のための取り組みとして、積極的改善措置(ポジティブアクション)の促進	継続	262	人事課	女性職員のキャリアアップをテーマとした研修へ職員を派遣した。	B	今後も継続して実施していく。	
			継続	263	産業振興課	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレット配布を依頼。	B	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレット配布を依頼。	
	163	・事業所(市を含む)に対する、セクシュアルハラスメント防止に向けての情報の提供、意識の啓発	継続	264	人事課	ハラスメントの防止に関する規程を平成30年度から施行した。また、ハラスメント防止に関する研修も実施した。	B	今後も継続して実施していく。	
			継続	265	市民協働課	国、県や関係機関からのパンフレット等を窓口等に設置したほか、情報を関係課へ提供した。	B	継続して所管課や他機関との連携を図っていく。	
			継続	266	産業振興課	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレット配布を依頼。	B	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレット配布を依頼。	
	164	・女性労働問題の相談体制、学習機会の充実及び関係機関との連携	継続	267	市民協働課	男女雇用機会均等法関連のパンフレット等を窓口等に設置したほか、産業振興課と連携して商工会等への配布に努めた。	B	継続して所管課や他機関との連携を図っていく。	
			継続	268	産業振興課	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレット配布を依頼。	B	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレット配布を依頼。	
	パート労働者・派遣労働者への支援	165	・パートタイム相談事業の充実、労働情報の提供	継続	269	市民協働課	国、県や関係機関からのパンフレット等を窓口等に設置したほか、情報を関係課へ提供した。	B	継続して所管課や他機関との連携を図っていく。
				継続	270	産業振興課	ハローワーク龍ヶ崎、取手市地域職業相談室と連携し、職業相談、職業紹介、求人情報の提供等を行っている。その他、パンフレットは、庁内や子育て支援センター等に設置。	B	引き続き啓発活動としてパンフレット等の配置を続けていく。
	ワークライフバランスの推進(対象:市職員)	166	・時間外勤務削減、休暇取得促進等に向けた業務改善、風通しの良い職場づくり等を推進	継続	271	政策推進課	組織マネジメントシートの中で「業務プロセスの改善」と「職員の育成と職場活性化の取組み」を記載する項目を設け、業務改善や風通しの良い職場づくり等を推進した。	A	継続して報告を求め、取組みの推進を促す。
継続				272	人事課	時間外勤務の多い部署の管理職には随時、ヒアリングを行い、時間外勤務の縮減に取り組むとともに、毎週水曜日をノー残業デーとして職員の定時退庁を全庁的に促している。	B	今後も継続して実施していく。	
167		・充実した生きがいづくりの周知、啓発	継続	273	人事課	共済組合や職員互助会を活用し、ライフプランに関する研修や各種クラブ活動助成等を実施している。	B	今後も継続して実施していく。	

●主要課題9 商業・農業等における男女共同参画の推進

施策の基本方向(27) 活力ある商業・農業等の実現に向けた男女共同参画の推進

具体的施策	No.	施策の内容	継続 新規	No.	担当課	平成30年度実績	達成度	今後の方向性・改善点
商業・農業等に従事する女性の地位向上のための支援	168	・自営業者・農業者がいざいきと働き、能力が発揮できるための啓発、支援	継続	274	農政課	軽トラ市等で女性農業者による農産物の販売を実施した。また、JA茨城みなみの農産物直売所（夢とりで）による女性農業者等の販路の拡大に寄与した。	A	今後も関係機関等と連携を図りながら啓発、支援を実施していく。
			継続	275	産業振興課	取手市商工会女性部が中心となり「取手ひなまつり」を開催し、地域、商店街の活性化に貢献している。	A	引き続き啓発活動としてハフレット等の配置を続けた
	169	・農業委員会委員への女性の登用	継続	276	農業委員会	平成28年度より2名の女性委員が任命された。	B	継続して、地区から女性委員の推薦または応募の働きかけをお願いする。
	170	・商工会・農業分野における政策決定の場への女性の参画	継続	277	産業振興課	商業分野については、商工会理事30人のうち、女性1人（個人事業主から選考）を登用している。	A	引き続き啓発活動としてハフレット等の配置を続けた
			継続	278	農政課	認定農業者を支援する「取手市地域担い手育成総合支援協議会」会員に平成29年度より女性会員1名が任命された。	B	今後も女性会員の積極的な参加を支援していく。

●主要課題10 起業・再就職に対する支援

施策の基本方向 (28)女性のチャレンジ支援

具体的施策	No.	施策の内容	継続 新規	No.	担当課	平成30年度実績	達成度	今後の方向性・改善点
女性の職業意識を高めるとともに、ライフプランを立てるための学習支援	171	・女性の起業やキャリアアップを支援するための、各種研修会や学習機会の充実及び情報の提供	継続	279	産業振興課	ゆうあいプラザ（働く婦人の家・勤労青少年ホーム）で簿記3級講座を年1回実施。	B	引き続き啓発活動としてパンフレット等の配置を続けたい。
	172	・女性の起業を支援するための場所の提供	継続	280	産業振興課	取手駅前に起業家支援を行う「Matchi-hako（マッチ・パコ）」を開設。セミナー等の開催により支援を行っている。セミナー等の案内は、市広報紙への掲載、パンフレットの店内配置やポスティングを実施。	A	引き続き啓発活動としてパンフレット等の配置を続けたい。
	173	・公共訓練施設への入所支援	継続	281	産業振興課	龍ヶ崎地区高等職業訓練協会に加盟するとともに、職業訓練学校、職業訓練センターの講座案内チラシ等を窓口へ配置。	B	引き続き啓発活動としてパンフレット等の配置を続けたい。
	174	・新規就農者支援の推進	継続	282	農政課	新規就農の相談を随時行っているが、女性からの相談はなかった。	C	いばらき農業アカデミーや新規就農者向けの説明会のパンフレットを配布して啓発していく。
多様な働き方(再就職)のための支援	175	・就労活動時及び就学時の保育支援	継続	283	子育て支援課	求職活動や就学も保育所の入所要件としている。一時保育の実施（永山、白山、久賀、たちばな、稲、たかさごカール取手、どんぐり保育園で実施）ハローワーク主催事業に出向き、保育所の説明を行った。就職合同説明会時に一時保育場所を設置し、就労を希望している保育士の就労活動時の保育支援を行った。	A	今後も、継続して取り組む。
	176	・職業能力の自己啓発セミナー等研修会の開催	継続	284	産業振興課	職業訓練センター等の講座案内を店内、社会福祉協議会に設置	B	引き続き啓発活動としてパンフレット等の配置を続けたい。
	177	・再就職に関する情報提供や相談の充実	継続	285	市民協働課	国、県や関係機関からのパンフレット等を窓口等に設置したほか、情報を関係課へ提供した。	B	継続して所管課や他機関との連携を図っていく。
継続			286	産業振興課	ハローワーク龍ヶ崎と連携し、取手市地域職業相談室で職業相談、職業紹介、求人情報の提供等を行っている。	A	引き続き啓発活動としてパンフレット等の配置を続けたい。	

第3部 施策の数値目標項目の推進状況

基本目標1 人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会づくり

●主要課題1 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

項目	H27	H29	H30	目標値R3	達成率	備考
配偶者等からの暴力による被害に関する相談件数	21件 (延32件)	22件 (延33件)	17件 (延72件)	21件	81.0%	子育て支援課調べ

●主要課題2 男女共同参画の視点に立った高齢者・障害者・ひとり親家庭等困難を抱えた男女が安心して暮らせるための社会づくり

項目	H27	H29	H30	目標値R3	達成率	備考
介護予防拠点施設参加者数	25,349人	24,930人	25,516人	27,000人	94.5%	健康づくり推進課調べ
介護認定を必要としない高齢者の割合(65歳以上74歳以下)	96.8%	96.7%	96.8%	97.0%	99.8%	高齢福祉課調べ
介護認定を必要としない高齢者の割合(75歳以上)	74.7%	76.2%	77.1%	74.7%	103.2%	高齢福祉課調べ
認知症サポーター数	950人	595人	346人	950人	36.4%	高齢福祉課調べ
障害者の就労支援・通所支援対応者数	241人	246人	295人	557人	53.0%	障害福祉課調べ
地域子育て支援センター利用者数※	48,305人	46,108人	42,779人	50,000人	85.6%	子育て支援課調べ
高等職業訓練促進給付金等事業受給者数(市事業)	5人	8人	9人	9人	100.0%	子育て支援課調べ

※地域子育て支援センター利用者数の減少について

要因として考えられるのは、少子化による対象児童数(概ね3歳未満)の減少と女性就労率の向上により、保育施設への入所児童が増えたため、支援センターの利用者数が減少した。また、センターの利用者ニーズに応じて少人数を対象とした企画事業が増えている影響もあると分析されます。

●主要課題3 生涯にわたる男女の健康の支援

項目	H27	H29	H30	目標値R3	達成率	備考
1日30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上行っている市民の割合	40.2%	37.9%	38.8%	50.0%	77.6%	市民アンケート
体力テストで評価がAとBの児童生徒の割合	52%	56%	53%	60%	88.3%	指導課調べ
胃がん検診受診率	5.9%	4.1%	4.1%	7.2%	56.9%	保健センター調べ
肺がん検診受診率	31.0%	28.5%	27.6%	33.0%	83.6%	保健センター調べ
大腸がん検診受診率	12.2%	9.5%	9.1%	14.0%	65.0%	保健センター調べ
子宮がん検診受診率	8.3%	8.9%	8.9%	10.0%	89.0%	保健センター調べ
乳がん検診受診率 ※	10.2%	9.8%	12.3%	12.0%	102.5%	保健センター調べ
プレママ・プレパパ教室参加者数※	253人 (実人数)	278人 (実人数)	228人 (実人数)	300人 (実人数)	76%	保健センター調べ

※乳がん検診受診率の増加について

女性がん検診受診率の低い20代、30代向けにがん検診のお知らせ通知を発送し、レディース集団検診時に乳がんモデルを使った健康教育を実施。また、検診時に一部託児を実施や、対象年齢の方に検診無料クーポンを配布、土日に検診可能な医療機関検診を実施した。このように、女性が女性特有がんの検診を受けやすいような日程や環境作りに努めた結果、乳がん受診率がアップしています。

※プレママ・プレパパ教室参加者の減少について

プレママ教室の参加人数は前年度ほぼ同数だが、パパ教室の参加人数が減ったため。これは民間の産婦人科等の医療機関でもプレパパ教室を実施し始めていることが要因として考えられます。また母子手帳の交付が前年比50冊減っていることから出生数が減少しているのも要因のひとつと分析されます。

基本目標2 あらゆる分野への男女共同参画を確立するための環境の整備、意識の改革

●主要課題4 家庭生活・地域社会における男女共同参画の推進

項目	H27	H29	H30	目標値R3	達成率	備考
家庭における男女の平等感	36.3%	32.0%	35.8%	40%	89.5%	市民アンケート
社会全体における男女の平等感	12.3%	13.5%	12.1%	20%	60.5%	市民アンケート
防災訓練の女性参加率	10.0%	13.0%	13.0%	20%	65.0%	安全安心課調べ
自主防災会の女性会長の割合	3.4%	3.4%	2.2%	10.0%	22.0%	安全安心課調べ
日曜日に家事に費やす平均時間のうち男性が費やす時間の割合(1日あたり)	23.4%	27.9%	28.4%	50%	56.8%	市民協働課意識調査
日曜日に育児に費やす平均時間のうち男性が費やす時間の割合(1日あたり)	37.3%	26.3%	24.2%	50%	48.4%	市民協働課意識調査
日曜日に介護に費やす平均時間のうち男性が費やす時間の割合(1日あたり)	23.4%	46.5%	50.0%	50%	100.0%	市民協働課意識調査
自治会や地域のイベントに参加している男性の割合	47.6%	50.9%	46.9%	50%	93.8%	市民アンケート
家庭生活や地域活動への参画支援講座の回数	1回	0回	1回	1回	100.0%	ｽｰﾌﾟｽﾀｰ生涯学習課調べ
	30回	24回	49回	35回	140.0%	高齢福祉課調べ
	3回	3回	2回	4回	50.0%	健康づくり推進課調べ

●主要課題5 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大

項目	H27	H29	H30	目標値R3	達成率	備考
市の各種審議会等における女性委員の割合	26.0%	27.4%	27.6%	30%以上	92.0%	市民協働課調べ
市協働員における女性の割合	6.2%	10.8%	7.2%	20%	36.0%	市民協働課調べ
市の管理職員のうち、女性職員の割合	6.4%	8.2%	7.5%	10%	75.0%	人事課調べ
市の係長以上職員のうち、女性職員の割合	10.6%	13.7%	14.3%	15%	95.3%	人事課調べ
市の女性消防団員数	16人	21人	20人	22人	90.9%	消防本部総務課調べ
市防災会議の委員に占める女性の割合	3.4%	2.3%	2.3%	10%	23.0%	安全安心対策課調べ

●主要課題6 教育、メディア等を通じた意識の改革、理解の促進

項目	H27	H29	H30	目標値R3	達成率	備考
「ワーク・ライフ・バランス」という用語の周知度	38%	-	-	50%	-	市民協働課調べ
社会全体における男女の平等感	12.3%	13.5%	12.1%	20%	60.5%	市民アンケート
学校における男女の平等感	40.8%	52.4%	41.8%	50%	83.6%	市民アンケート
男女共同参画に関する出前講座の回数	1回	0回	0回	3回	0.0%	ｽｰﾌﾟｽﾀｰ生涯学習課調べ
公立中学校における職場体験の実施状況	100%	100%	100%	100%	100%	指導課調べ

●主要課題7 国際社会の取り組みへの理解と協力

項目	H27	H29	H30	目標値R3	達成率	備考
国際交流事業への参加者数	2,252	2,790人	3,080人	3,200	96.3%	秘書課調べ
日本語教室の参加人数	922人	1,405人	1,432	1,200人	111.0%	秘書課調べ
無料相談会の参加人数	2名	1名	3名	3名	100.0%	秘書課調べ

基本目標3 持続可能で多様な働き方のための環境の整備

●主要課題8 ワークライフバランス及びライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の実現

(女性活躍推進法の推進計画関係)

項目	H27	H29	H30	目標値R3	達成率	備考
待機児童数	8人	13人	11人	0人	89.0%	子育て支援課調べ
延長保育を実施している保育所の割合	100%	100%	100%	100%	100.0%	子育て支援課調べ
地域子育て支援センター利用者数	48,305人	46,108人	42,779人	50,000人	85.6%	子育て支援課調べ
職場における男女の平等感	17.3%	18.5%	15.8%	20%	79.0%	市民アンケート
月60時間以上の時間外勤務を1回以上行った市職員の割合	8.5%	6.1%	5.6%	7.5%	74.7%	人事課調べ
市職員のうち男性の育児休業取得率	0%	13.3%	5.9%	10%	59.0%	人事課調べ
市職員の年次有給休暇取得率	36.9%	35.2%	34.2%	38%	90.0%	人事課調べ

●主要課題9 商業・農業等における男女共同参画の推進

項目	H27	H29	H30	目標値R3	達成率	備考
女性農業士の人数	0人	0人	0人	3人	0.00%	農政課調べ
農業委員会委員に占める女性の割合	4.0%	7.7%	7.7%	11.5%	67.0%	農業委員会調べ

●主要課題10 起業・再就職に対する支援

項目	H27	H29	H30	目標値R3	達成率	備考
Match-hako(※1)における起業支援相談者のうち女性の割合	0%	20%	58%	30%	193.3%	産業振興課調べ
新規起業家数	12件	64件	87件	365件	23.8%	産業振興課調べ
起業応援団加入者数(※2)	52人	178人	183人	500人	36.6%	産業振興課調べ
取手市地域職業相談室利用者数	11,100人	8,173人	7,917人	12,000人	66.0%	産業振興課調べ
取手市地域職業相談室就職人数	539人	358人	326人	700人	46.6%	産業振興課調べ

(※1)取手駅前「ワタシ」の街の起業支援Match(マッチ)の中核的施設である起業支援型のレンタルオフィス。
平成28年2月開設。

(※2)取手市内で活躍している企業の方々が起業応援団となり、起業家の先輩として起業家を応援し、
起業応援サービスや割引を提供する。

資 料

- ・ 取手市民アンケート調査結果 抜粋
 - (男女の地位に関する意識について)
 - (家事、介護、育児に費やす時間について)
 - (地域の活動について)
 - (運動の習慣について)
- ・ 取手市男女共同参画推進条例
- ・ 取手市男女共同参画推進条例施行規則
- ・ 取手市男女共同参画苦情処理体制

平成30年度

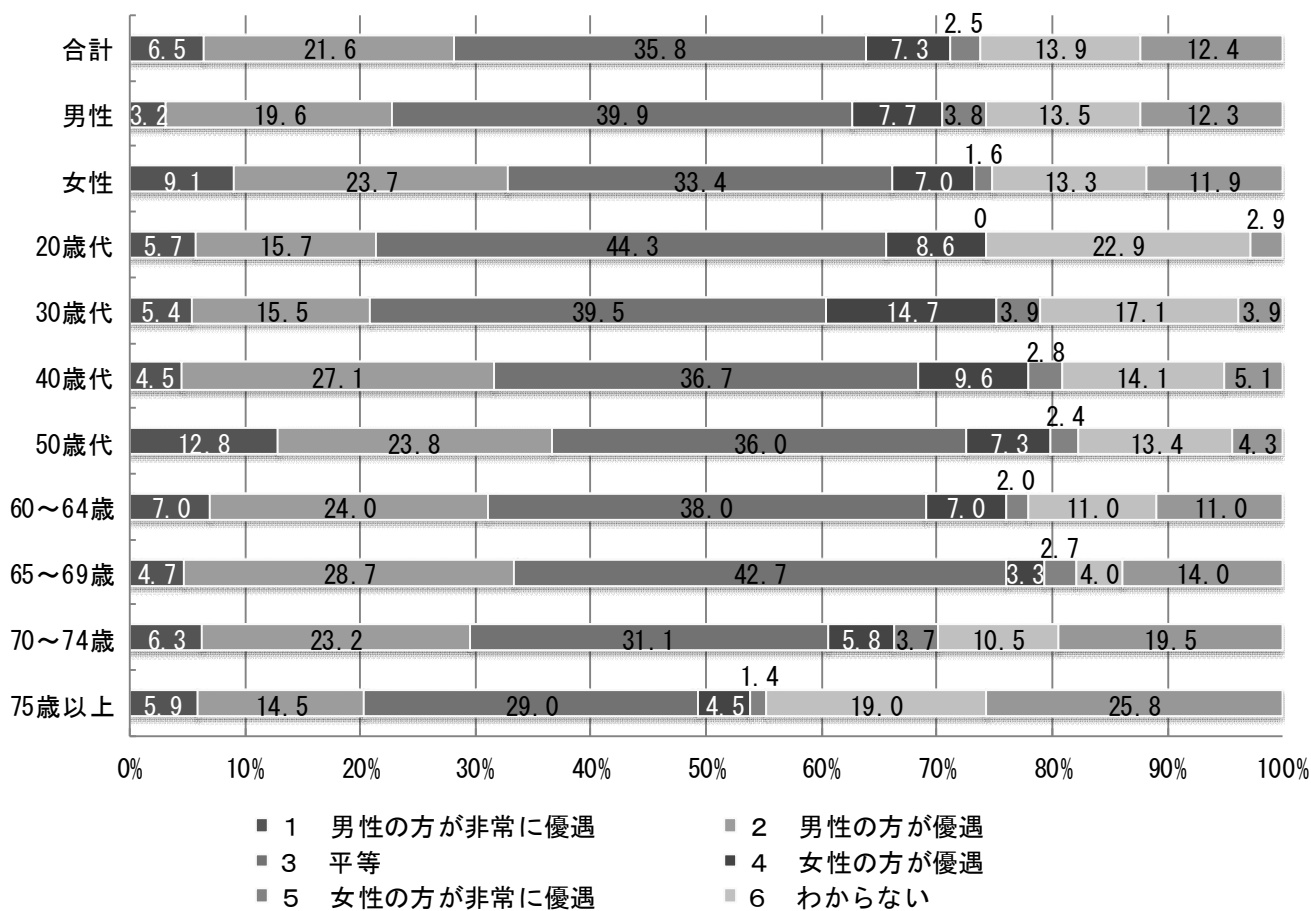
取手市民アンケート調査報告書



取手市
政策推進課

【問14】あなたは、次あげる分野において、男女の地位はどのようになっていると思いますか。下記表の分野ごとに該当する番号を記入してください。

【家庭生活】



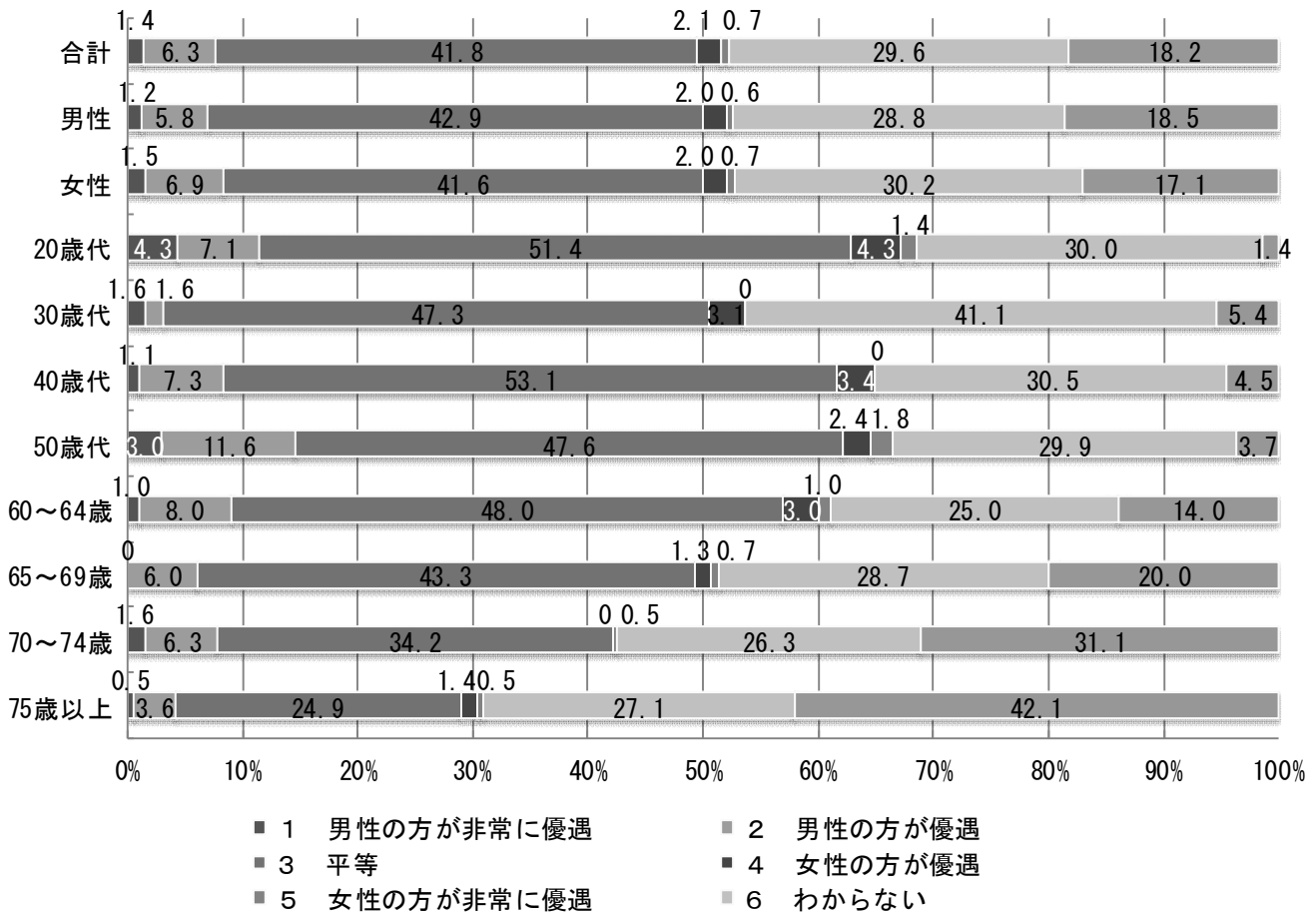
	1 男性の方が非常に優遇	2 男性の方が優遇	3 平等	4 女性の方が優遇	5 女性の方が非常に優遇	6 わからない	(無回答)	合計
H30	6.5	21.6	35.8	7.3	2.5	13.9	12.4	100
H29	6.7	23.9	32.0	7.3	2.5	12.6	15.1	100
H28	7.0	24.1	34.4	9.8	2.1	13.5	9.2	100
H27	10.1	27.0	36.3	7.4	2.5	10.2	6.7	100
H26	9.0	29.2	33.7	7.8	2.8	10.3	7.2	100

○全体では、35.8%の人が「平等」と回答した。

○男女別では、男性の方が「平等」と回答した割合が大きい。また、女性の方が「男性の方が非常に優遇」又は「男性の方が優遇」と回答した割合が大きく、男性の方が「女性の方が非常に優遇」又は「女性の方が優遇」と回答した割合が大きい。

○年代別では20代で「平等」の回答割合が最も大きく、75歳以上で最も小さい。

【学校教育】



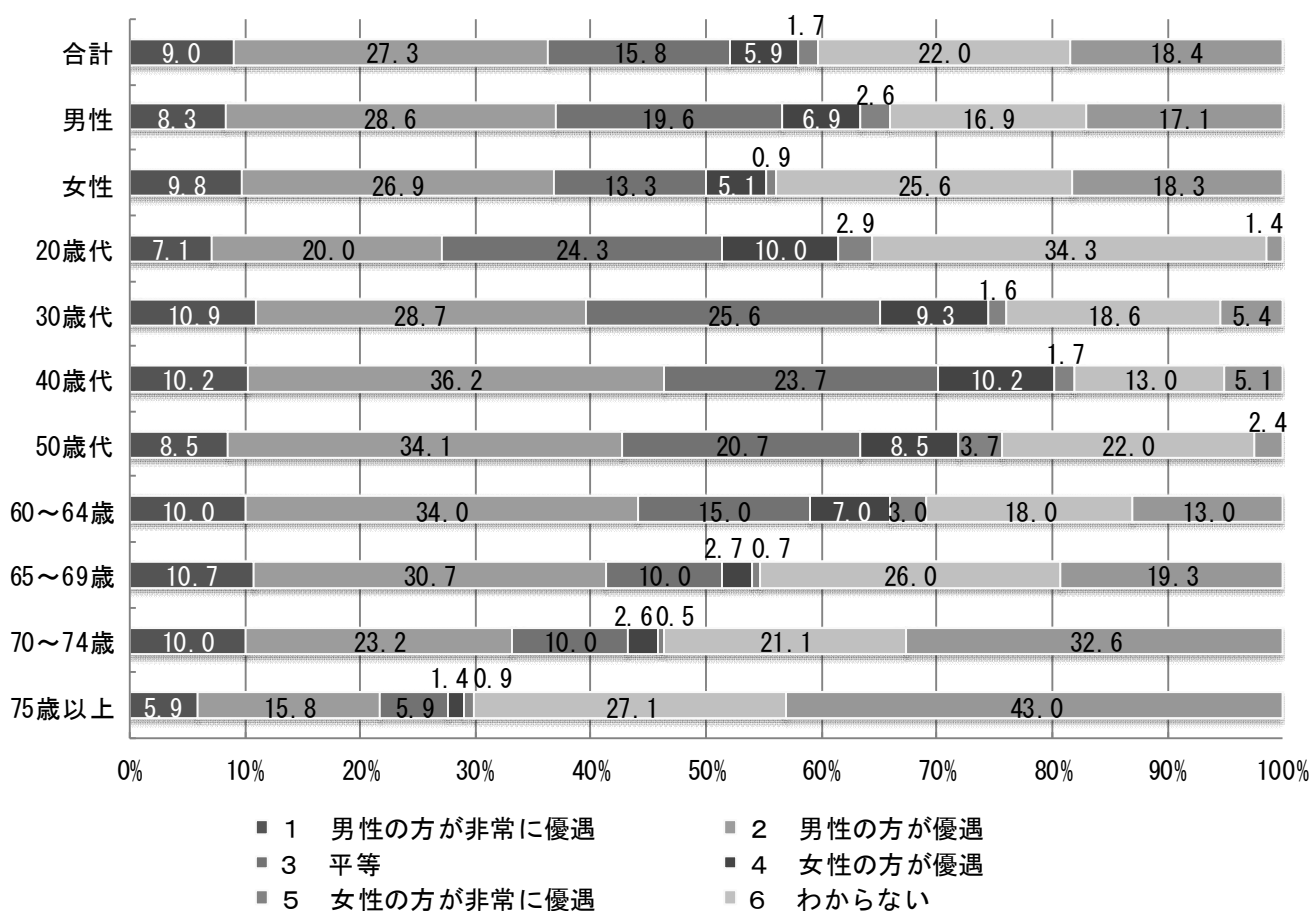
	1 男性の方が非常に優遇	2 男性の方が優遇	3 平等	4 女性の方が優遇	5 女性の方が非常に優遇	6 わからない	(無回答)	合計
H30	1.4	6.3	41.8	2.1	0.7	29.6	18.2	100
H29	0.9	4.0	52.4	1.9	0.4	20.7	19.7	100
H28	0.8	5.0	54.7	2.8	0.5	23.7	12.6	100
H27	1.8	9.5	40.8	3.4	0.8	26.9	16.8	100
H26	2.4	7.8	44.4	2.1	0.9	29.7	12.7	100

○全体では、41.8%の人が「平等」と回答した。

○男女別では、「平等」、「女性の方が非常に優遇」又は「女性の方が優遇」と回答した割合にほとんど差はないが、女性の方が「男性の方が非常に優遇」又は「男性の方が優遇」と回答した割合が大きい。

○年代別では40代で「平等」の回答割合が最も大きく、75歳以上で最も小さい。

【職場】



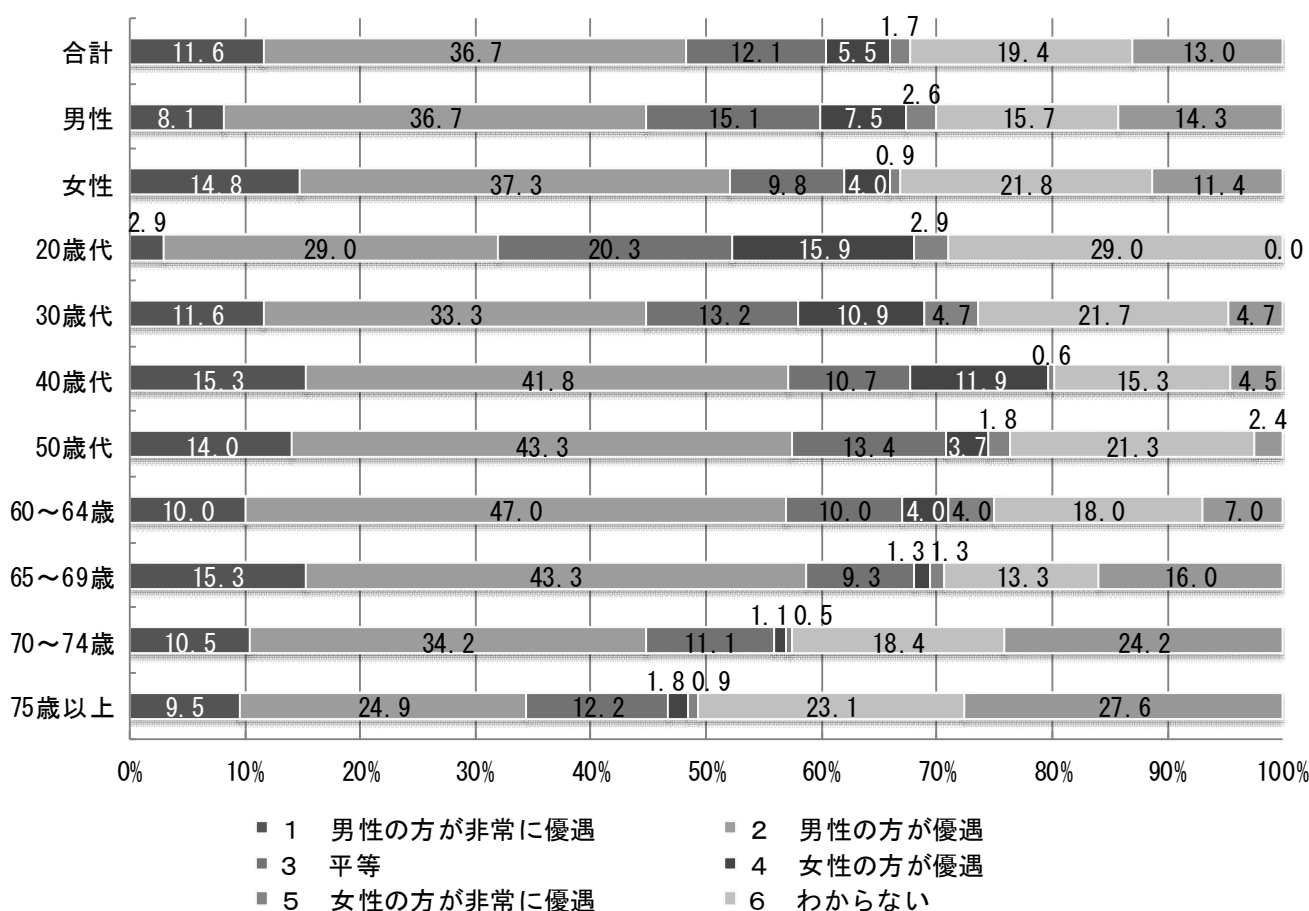
	1 男性の方が非常に優遇	2 男性の方が優遇	3 平等	4 女性の方が優遇	5 女性の方が非常に優遇	6 わからない	(無回答)	合計
H30	9.0	27.3	15.8	5.9	1.7	22.0	18.4	100
H29	11.7	29.4	18.5	4.4	1.0	14.7	20.2	100
H28	13.8	34.7	16.6	4.2	0.9	17.4	12.3	100
H27	12.5	28.0	17.3	4.7	1.4	20.1	16.0	100
H26	13.4	30.4	17.9	4.6	1.5	19.1	13.1	100

○全体では、15.8%の人が「平等」と回答した。

○男女別では、「男性の方が非常に優遇」又は「男性の方が優遇」と回答した割合にほとんど差はないが、男性の方が「平等」、「女性の方が非常に優遇」又は「女性の方が優遇」と回答した割合が大きい。

○年代別では、30代で「平等」の回答割合が最も大きく、75歳以上で最も小さい。

【社会全体】



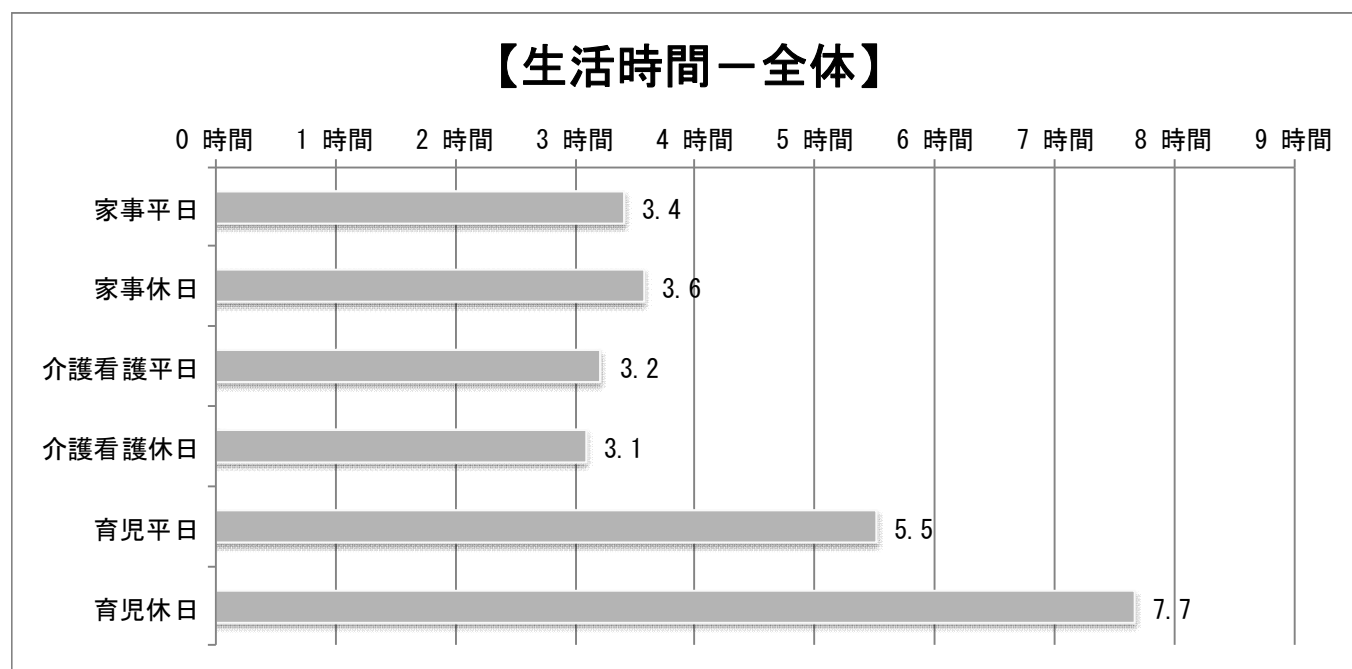
	1 男性の方が非常に優遇	2 男性の方が優遇	3 平等	4 女性の方が優遇	5 女性の方が非常に優遇	6 わからない	(無回答)	合計
H30	11.6	36.7	12.1	5.5	1.7	19.4	13.0	100
H29	13.2	40.3	13.5	4.3	0.8	12.4	15.5	100
H28	15.3	43.1	12.7	5.4	1.6	12.3	9.6	100
H27	11.5	44.0	12.3	5.2	2.0	16.5	8.5	100
H26	14.8	42.7	12.4	4.5	1.0	16.7	7.9	100

○全体では、12.1%の人が「平等」と回答した。

○男女別では、女性の方が「男性の方が非常に優遇」又は「男性の方が優遇」と回答した割合が大きく、男性の方が「平等」、「女性の方が非常に優遇」又は「女性の方が優遇」と回答した割合が大きい。

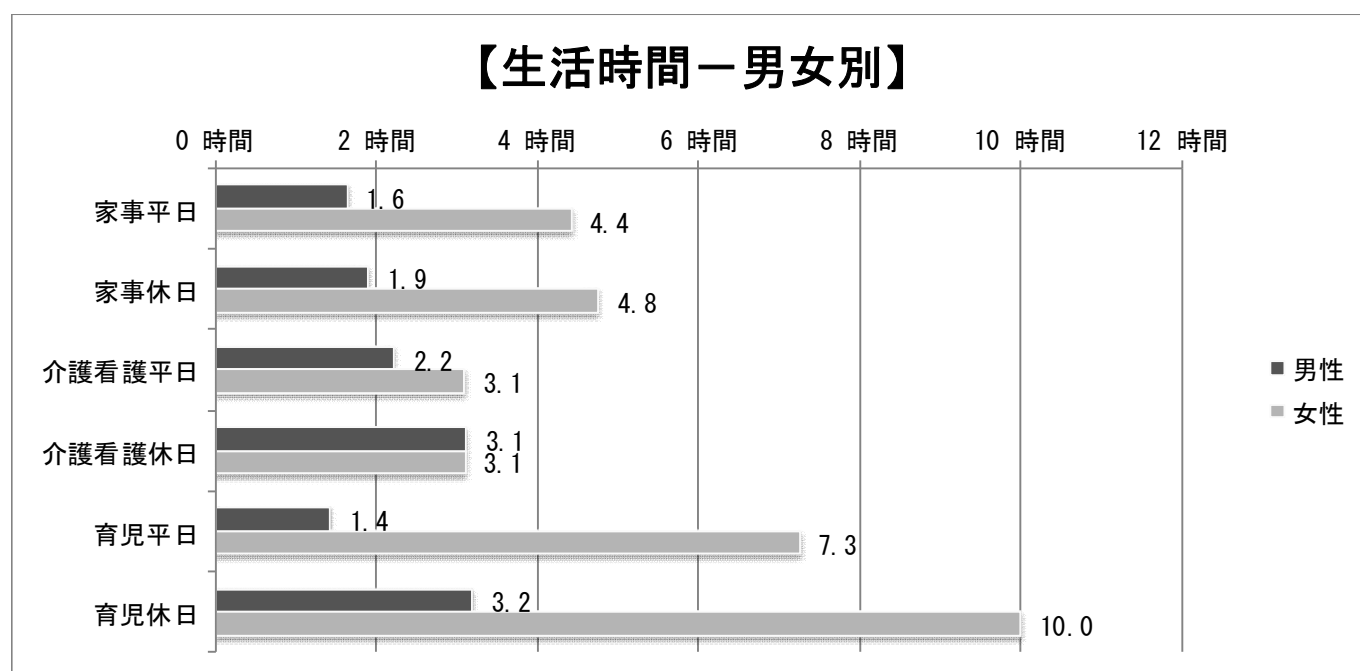
○年代別では、20代で「平等」の回答割合が最も大きく、60代後半で最も小さい。

【問15】あなたは、次にあげる各項目について、どれくらい時間をかけていますか。平日（月曜日～金曜日）、休日（土曜日、日曜日、祝日）それぞれの1日あたりの平均時間をご記入ください。（回答は15分単位、下表は回答者の平均時間）

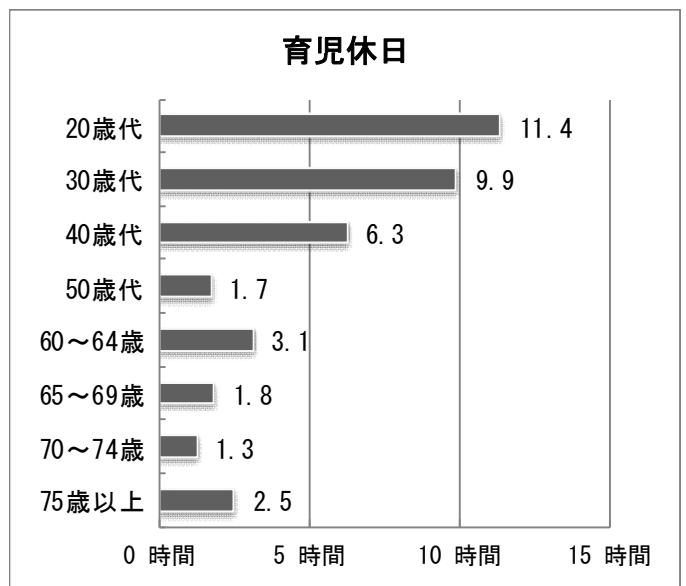
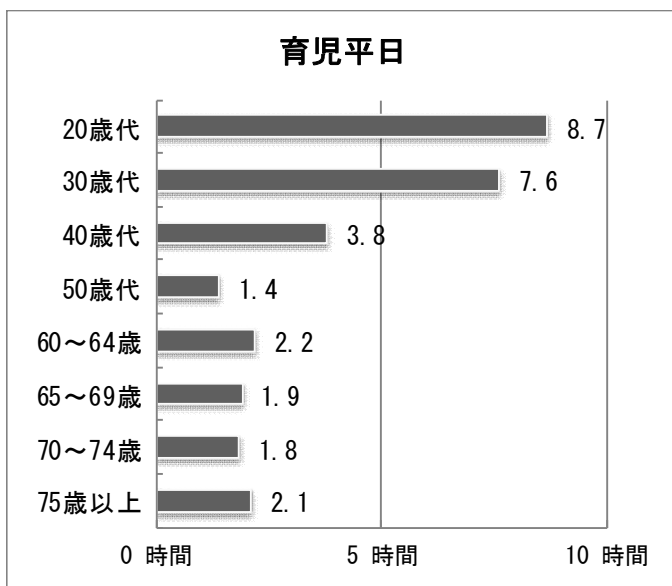
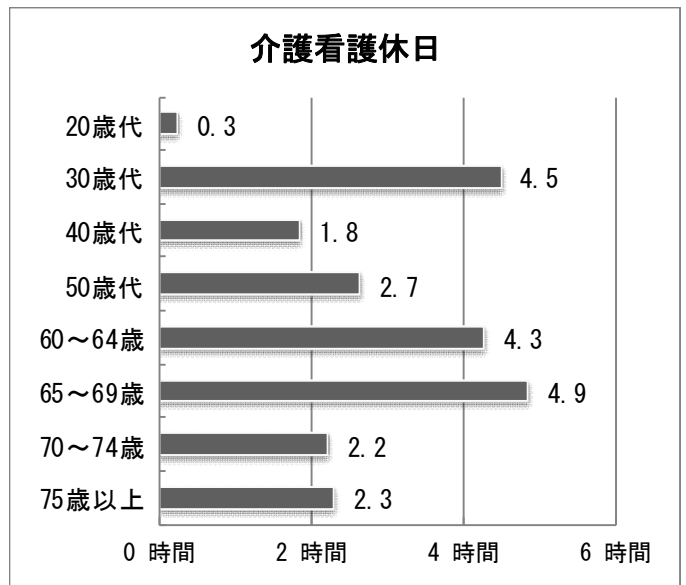
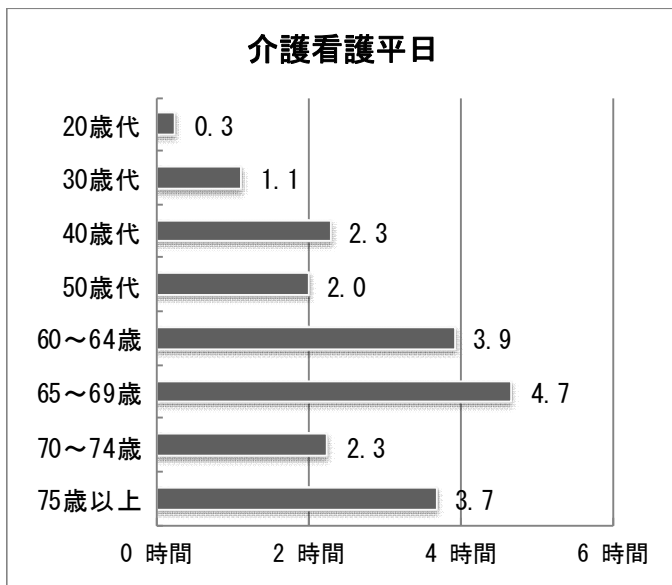
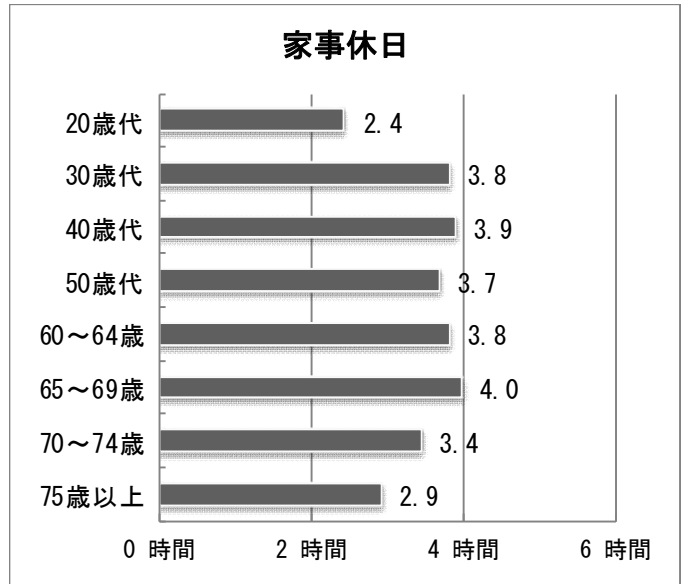
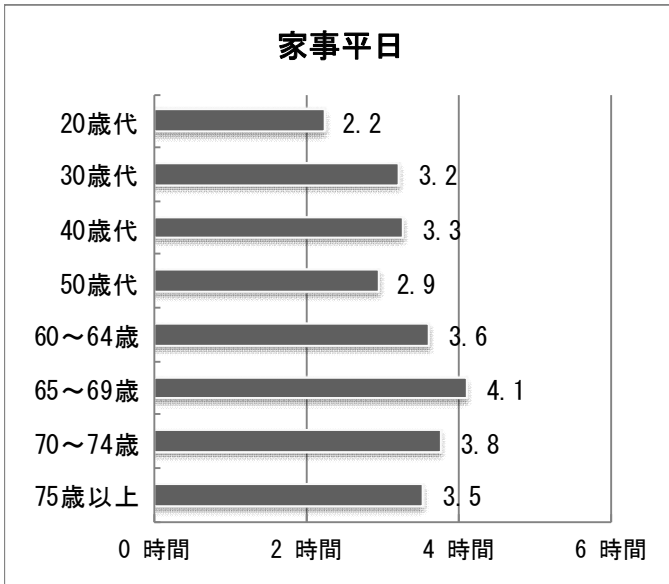


	家事平日	家事休日	介護平日	介護休日	育児平日	育児休日
H30	3.4	3.6	3.2	3.1	5.5	7.7
H29	3.2	3.2	2.6	2.3	5.1	7.3
H28	3.2	3.5	2.7	2.7	6.1	5.4

○全体では、「家事」「介護」では平日と休日の時間にほとんど差はないが、「育児」では平日より休日の方が時間をかけている。

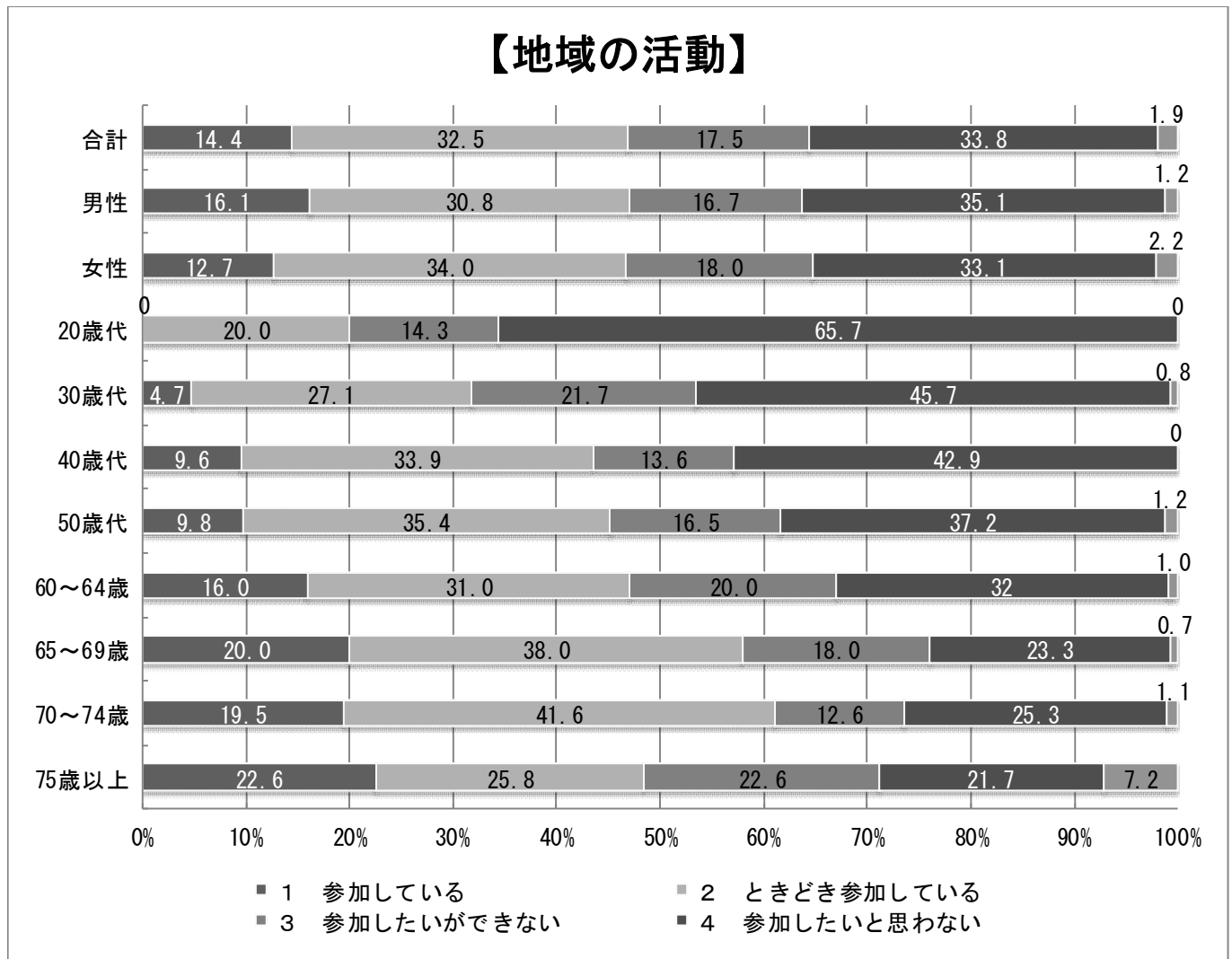


○男女別では、女性の方が「家事」「介護」「育児」に時間をかけている。



- 「家事」・「介護」では、60代後半が最も長く、20代が最も短い
- 「育児」では20代が最も長く、50代と70代前半が短い。

【問16】あなたは、自治会や町内会、地域のイベントなど、地域の活動に参加していますか。（1つだけに○）



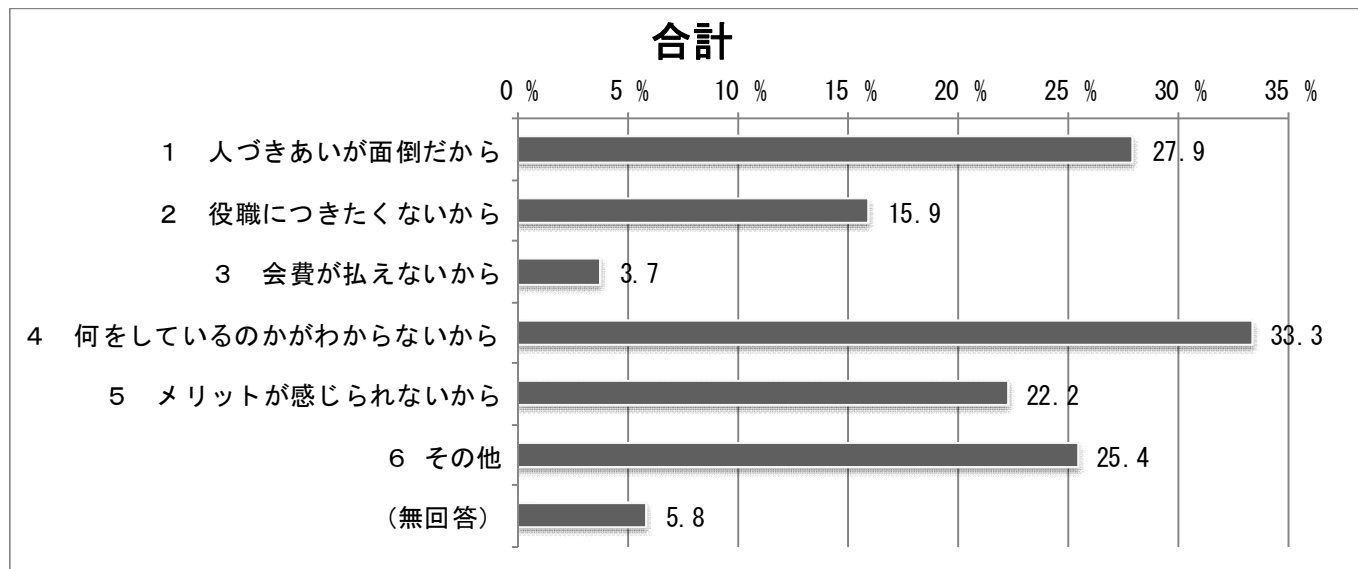
	1 参加している	2 ときどき参加している	3 参加したいができない	4 参加したいと思わない	(無回答)	合計
H30	14.4	32.5	17.5	33.8	1.9	100
H29	16.2	34.7	17.5	30.6	1.0	100
H28	16.3	31.1	21.1	29	2.5	100

○全体では、46.9%の人が「参加している」又は「ときどき参加している」と回答した。一方、51.3%の人が「参加したいができない」又は「参加したいと思わない」と回答した。

○男女別では、それぞれの項目での回答割合に差はほとんどない。

○年代別では、70代前半で「参加している」又は「ときどき参加している」と回答した割合が最も大きく、20代で「参加したいができない」又は「参加したいと思わない」と回答した割合が最も大きい。

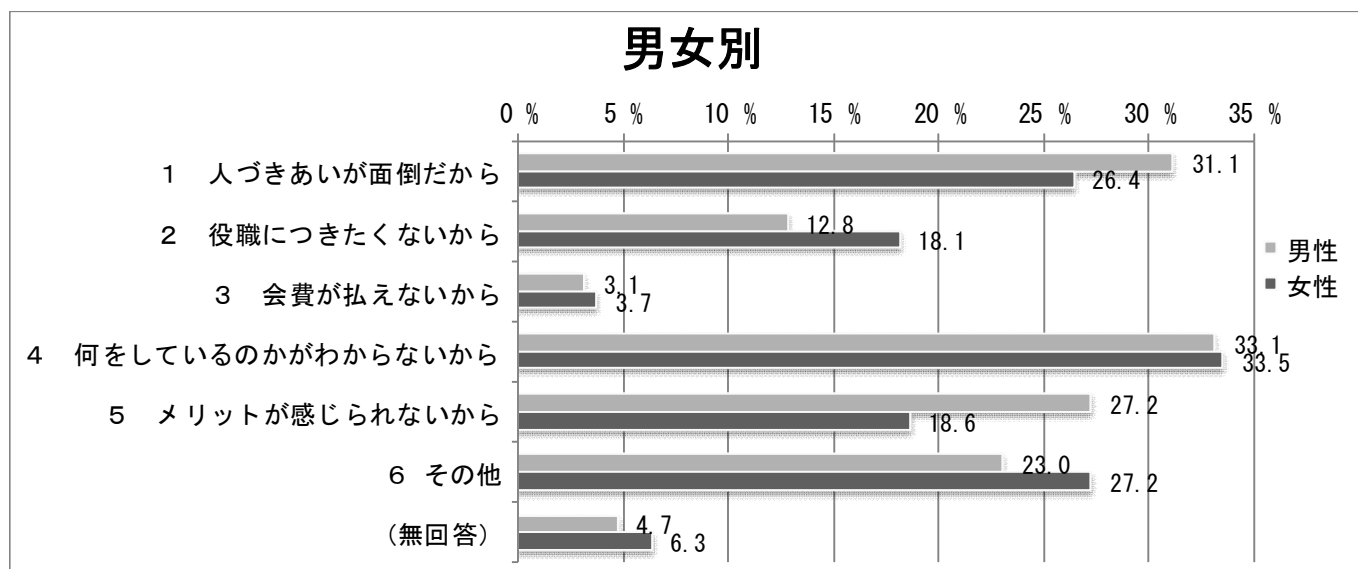
【問17】問16で「3. 参加したいができない」、「4. 参加したいと思わない」と回答した方に質問します。その理由は何ですか。（複数回答可）



	1 人づきあいが面倒だから	2 役職につきたくないから	3 会費が払えないから	4 何をしているのかがわからないから	5 メリットが感じられないから	6 その他	(無回答)
H30	27.9	15.9	3.7	33.3	22.2	25.4	5.8
H29	33.5	12.6	4.0	30.6	20.3	26.3	4.2

○地域の活動に参加していない理由としては、「何をしているのかがわからないから」と回答した割合が最も大きい。

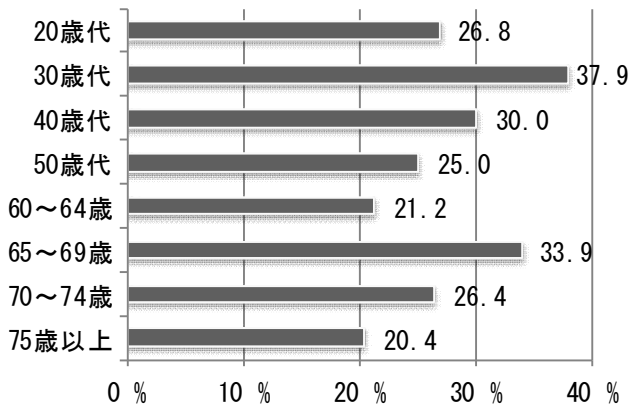
※過去比較表のH29の数値については、積み上げ方式で再集計を行っているため、過去の報告書の数値と異なる。



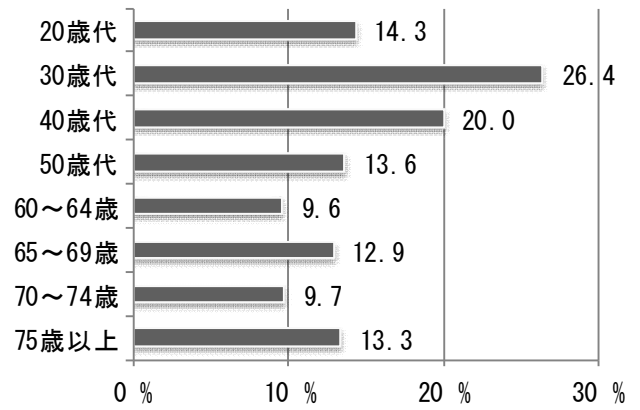
○男女別では、男性の方が「人づきあいが面倒だから」「メリットが感じられないから」と回答した割合が大きく、女性の方が「役職につきたくないから」「その他」と回答した割合が大きい。

○「会費が払えないから」「何をしているのかがわからないから」の回答割合では、男女にほとんど差はない。

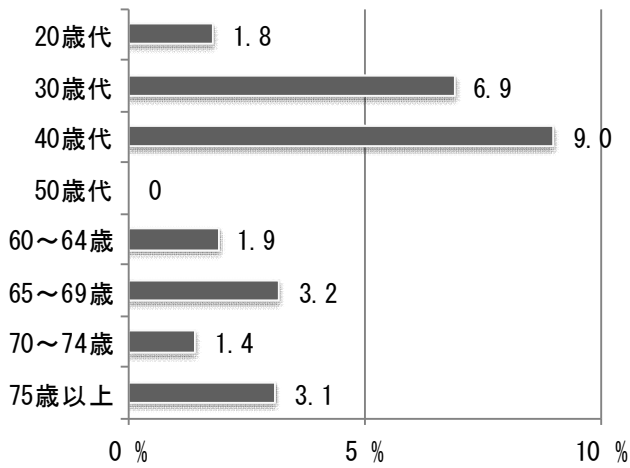
1 人づきあいが面倒だから



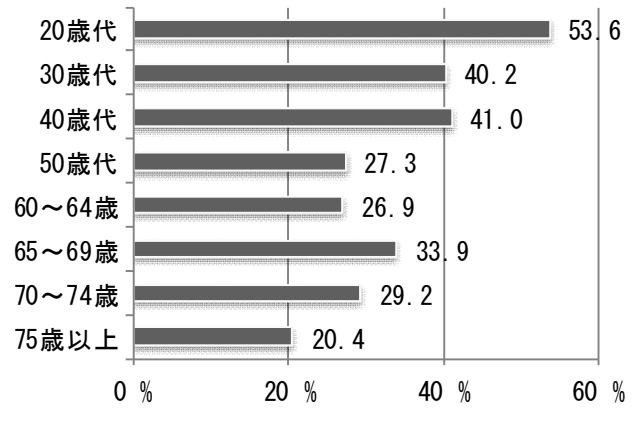
2 役職につきたくないから



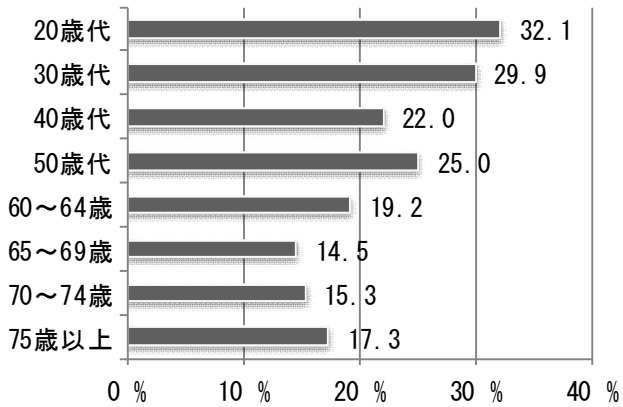
3 会費が払えないから



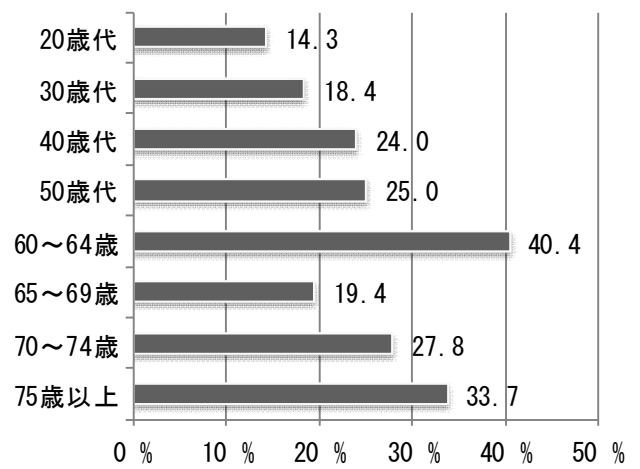
4 何をしているのかわからないから

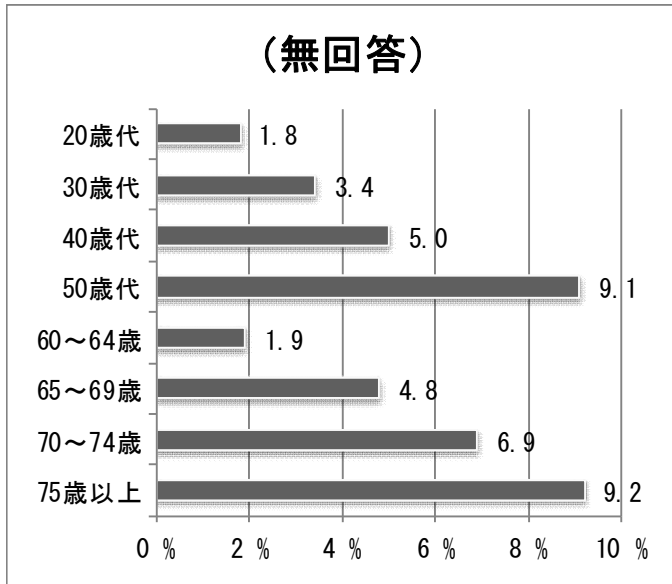


5 メリットが感じられないから



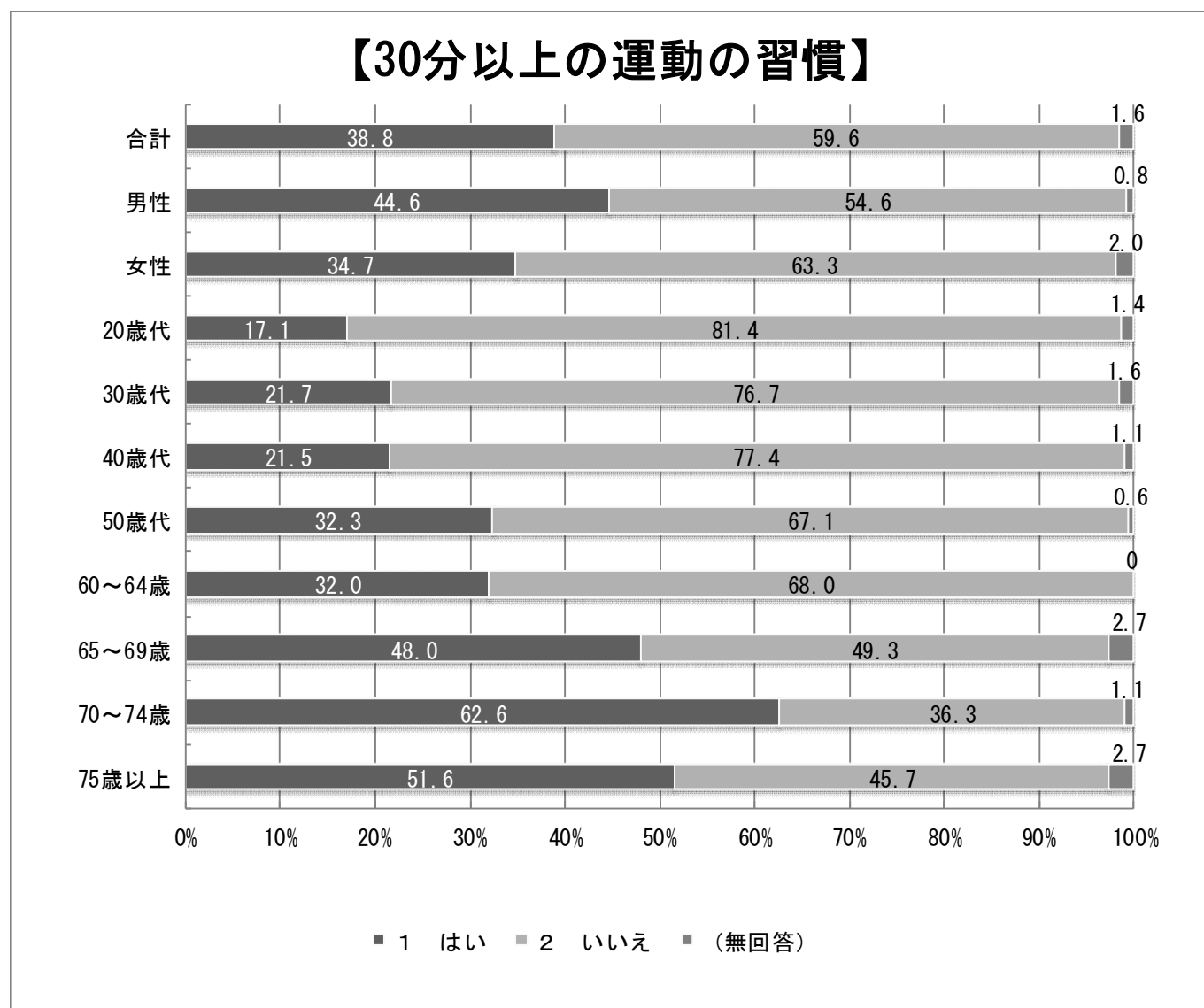
6 その他





- 「人づきあいが面倒だから」の項目では、30代が最も回答割合が大きい。
- 「役職につきたくないから」の項目では、30代が最も回答割合が大きい。
- 「会費が払えないから」の項目では、40代が最も回答割合が大きく、50代では回答した人はいない。
- 「何をしているのかがわからないから」の項目では、20代が最も回答割合が大きい。
- 「メリットが感じられないから」の項目では、20代が最も回答割合が大きい。
- 「その他」の項目では、60代前半が最も回答割合が大きい。

【問22】1日30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上行ってますか。(1つだけに○)



	1 はい	2 いいえ	(無回答)	合計
H30	38.8	59.6	1.6	100
H29	37.9	60.8	1.4	100
H28	38.8	60.6	0.6	100

○全体では、38.8%の人が「はい」と回答した。一方、59.6%の人が「いいえ」と回答した。

○男女別では、男性の方が「はい」と回答した割合が大きい。

○年代別では、70代前半が「はい」と回答した割合が最も大きい。

取手市男女共同参画推進条例

平成 17 年 1 月 4 日条例第 1 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条～第 8 条)

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等(第 9 条～第 20 条)

第 3 章 取手市男女共同参画審議会(第 21 条～第 23 条)

第 4 章 雑則(第 24 条)

付則

日本国憲法は、個人の尊重と法の下での平等を定め、性別によって差別をしてはならないことをうたっている。これを踏まえ、取手市は、男女が互いの人権を尊重し、認め合い、互いに協力し合う男女共同参画社会の実現に向けた基本計画を県内でもいち早く策定し、施策の推進に向けて様々な取組を行ってきた。特に、子育て支援についての取組は早くから推進してきたが、多様な生き方が可能になる社会の達成には、依然として解決すべき多くの課題が残されている。

取手市は、首都圏近郊都市として、世帯数の増加傾向も見られるが、特に、核家族の割合が高いという特徴もあり、出産や子育てを期に仕事を断念する女性も少なくない。また、男性の遠距離通勤、長時間労働等によって、家事、育児、介護等の家庭生活への参画が充分にはできていない。性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会的慣行も根強く残っており、真の男女共同参画社会の実現には、なお一層の努力が求められる。

今後、少子高齢化、国際化、情報社会の急速な進展により家庭、地域、社会が大きく変化していく中で、すべての市民が安心して暮らし、そして、取手市の地域の特性を生かした男女共同参画社会の実現に向け、男性も女性も平等で生き生きと暮らせることができる活力ある取手を築くことを目指し、市、市民及び事業者が一体となった取組を推進するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等に対する身体的、性的、心理的、社会的又は経済的暴力をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応に起因して当該相手方に不利益を与えることをいう。
- (5) 事業者 市内において事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を發揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されるよう行われなければならない。

2 男女共同参画の推進は、社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動に対して及ぼす影響について、できる限り配慮し、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択することができるよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、市の政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されるよう行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動についてその役割を円滑に果たし、かつ、当該家庭生活以外の活動を行うことができるよう配慮しなければならない。

5 男女共同参画の推進は、国際的な理解及び協力の下に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な施策と位置付け、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、国、他の地方公共団体、市民及び

事業者と連携を図りつつ協力して取り組むものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、自ら積極的に参画するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女が共同して参画することができる機会の確保及び体制の整備に積極的に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、性別を理由とする差別的取扱い及び人権の侵害を行ってはならない。

2 何人も、個人の尊厳を踏みにじるドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

3 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及びセクシュアル・ハラスメント等を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(男女共同参画計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、男女共同参画計画の策定をしようとするときは、取手市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映するように努めなければならない。

3 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、男女共同参画計画を変更する場合について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(教育における男女共同参画の推進)

第 11 条 市は、学校教育及び社会教育において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

(生涯にわたる健康への配慮)

第 12 条 男女が互いの性を理解し尊重するとともに、妊娠、出産について相互の意思が尊重されること及び生涯を通じた男女の健康に配慮されるよう、市は、教育と啓発に努めるものとする。

(情報の収集及び分析)

第 13 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び分析を行うものとする。

(年次報告)

第 14 条 市長は、男女共同参画計画に基づく施策の推進状況を明らかにする年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(男女共同参画推進月間)

第 15 条 男女共同参画の推進について、市民及び事業者の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設けるものとする。

2 前項の男女共同参画推進月間は、毎年 11 月とする。

(市民及び事業者の自主的な活動の支援)

第 16 条 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第 17 条 市は、男女共同参画の推進について、市民及び事業者の理解を深めるため、広報活動等その他適切な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第 18 条 市は、男女共同参画の推進を図るために必要な推進体制の整備に努めるものとする。

(積極的改善措置の実施)

第 19 条 市は、男女共同参画の推進のため、市の人事管理及び組織運営並びに政策決定の機会等において、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、男女共同参画の推進のため、附属機関(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく附属機関をいう。)その他これに準ずるものにおける委員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情等の処理)

第 20 条 市民又は市内に通勤し、若しくは通学する者は、男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策

についての苦情又は相談その他の意見(以下「苦情等」という。)を市長に申し出ることができる。

- 2 市長は、前項の規定による苦情等の申出があったときは、関係機関との連携を図り、適切かつ迅速に対応するものとする。

第3章 取手市男女共同参画審議会

(設置等)

第21条 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、取手市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、次に掲げる事項に関して調査審議するとともに、必要に応じて市長に対し建議することができる。

- (1) 男女共同参画計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項及び重要事項に関すること。

(組織)

第22条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 前項の委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、同項に規定する委員の総数の10分の4未満であってはならない。

- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者
- (2) 関係機関又は団体から推薦を受けた者
- (3) 市民

(任期)

第23条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

第4章 雑則

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に策定されている取手市基本計画ひと ひと女と男ともに輝くとりでプランについては、第9条第1項に規定する男女共同参画計画を策定するまでの間、同項の男女共同参画計画とみなす。

取手市男女共同参画推進条例施行規則

平成 17 年 1 月 4 日 規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、取手市男女共同参画推進条例(平成 17 年条例第 1 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(苦情等の申出)

第 2 条 条例第 20 条第 1 項に規定する苦情等の申出をすることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に住所を有し、又は通勤し、若しくは通学する者
 - (2) 営利を目的にするか否かを問わず、市内において事業所を有して事業活動を行う個人及び法人その他の団体
- 2 前項に規定する申出は、苦情等申出書(様式第 1 号)を市長に提出することにより行うものとする。

(苦情処理員)

第 3 条 条例第 20 条第 1 項の規定により申出のあった苦情等を処理するため、取手市男女共同参画苦情処理員(以下「苦情処理員」という。)を置く。

- 2 苦情処理員は、3 人以内とし、人格が高潔で、男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 苦情処理員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の苦情処理員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 苦情処理員は、再任されることができる。

(苦情処理員の職務)

第 4 条 苦情処理員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 条例第 20 条第 2 項に規定する関係機関と連携を密にして、速やかに対応処理を行うこと。
 - (2) 苦情等に係る調査を行い、当該関係者に対し、助言、是正の要望等を行うこと。
- 2 苦情処理員は、それぞれ独立して前項の職務を行うものとする。
 - 3 苦情処理員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(調査しない申出)

第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事項に係る申出については、調査しないものとする。

- (1) 判決、裁決等により確定した事項
- (2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項
- (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭

和 47 年法律第 113 号)その他の法令の規定により処理すべき事項

- (4) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項
 - (5) 年度内に同一人が行った同一申出に関する事項
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、苦情処理員が調査等を行うことが適当でない
と市長が認める事項
- 2 市長は、前項の規定に該当する場合においては、申出について調査しない旨
及びその理由を苦情等申出調査対象外通知書(様式第 2 号)により当該申出を
した者に通知するものとする。

(苦情等処理の通知)

第 6 条 市長は、苦情等の申出への調査及び処理を行ったときは、速やかにそ
の内容を苦情等処理通知書(様式第 3 号)により当該申出をした者に通知する
ものとする。

(関係機関との連携)

第 7 条 条例第 20 条第 2 項に規定する関係機関とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 人権相談、法律相談、取手市女性のヘルプ相談、行政相談その他の市にお
ける相談業務を実施している機関
- (2) 茨城県男女共同参画苦情・意見処理委員会
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める機関

(審議会)

第 8 条 条例第 21 条第 1 項に規定する取手市男女共同参画審議会(以下「審議
会」という。)に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務
を代理する。

(審議会の会議)

第 9 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長
となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決
するところによる。
- 4 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、会議に委員以外の出席を
求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることが
できる。
- 5 前各項に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会長が会議
に諮り定める。

(審議会の委員等)

第 10 条 条例第 22 条第 3 項第 2 号に規定する関係機関又は団体とは、次に掲

げるものをいう。

- (1) 男女共同参画の推進に寄与すると認められる団体
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める機関又は団体
- 2 条例第 22 条第 3 項第 3 号に規定する市民とは、市内に住所を有し、又は市内に通勤する 18 歳以上の者をいう。

(庶務)

第 11 条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(その他)

第 12 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成 17 年規則第 78 号)

この規則は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。

付 則(平成 18 年規則第 22 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 19 年規則第 56 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成 20 年規則第 17 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 26 年規則第 12 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

＜苦情処理体制フロー図＞

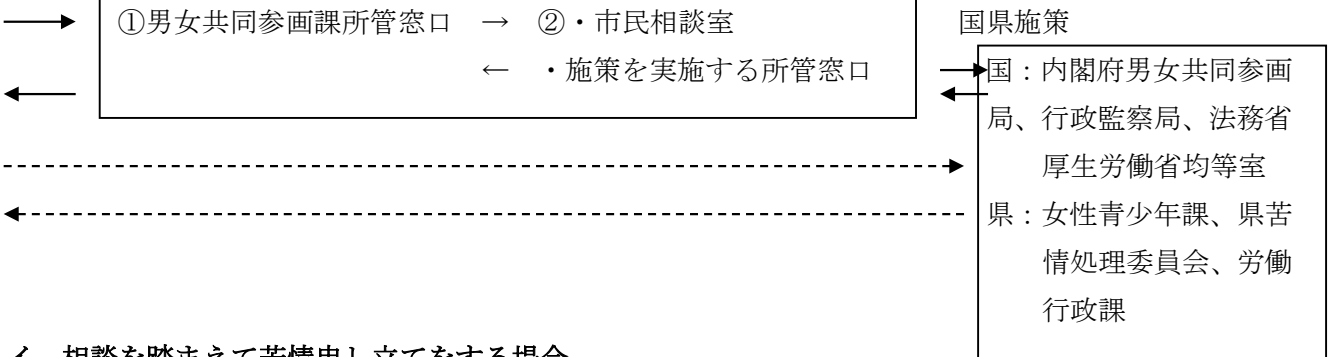
対象：市民（市内在住者、通勤者、通学者、事業者、市民活動団体）

範囲：①市が実施する男女共同参画に関する施策について

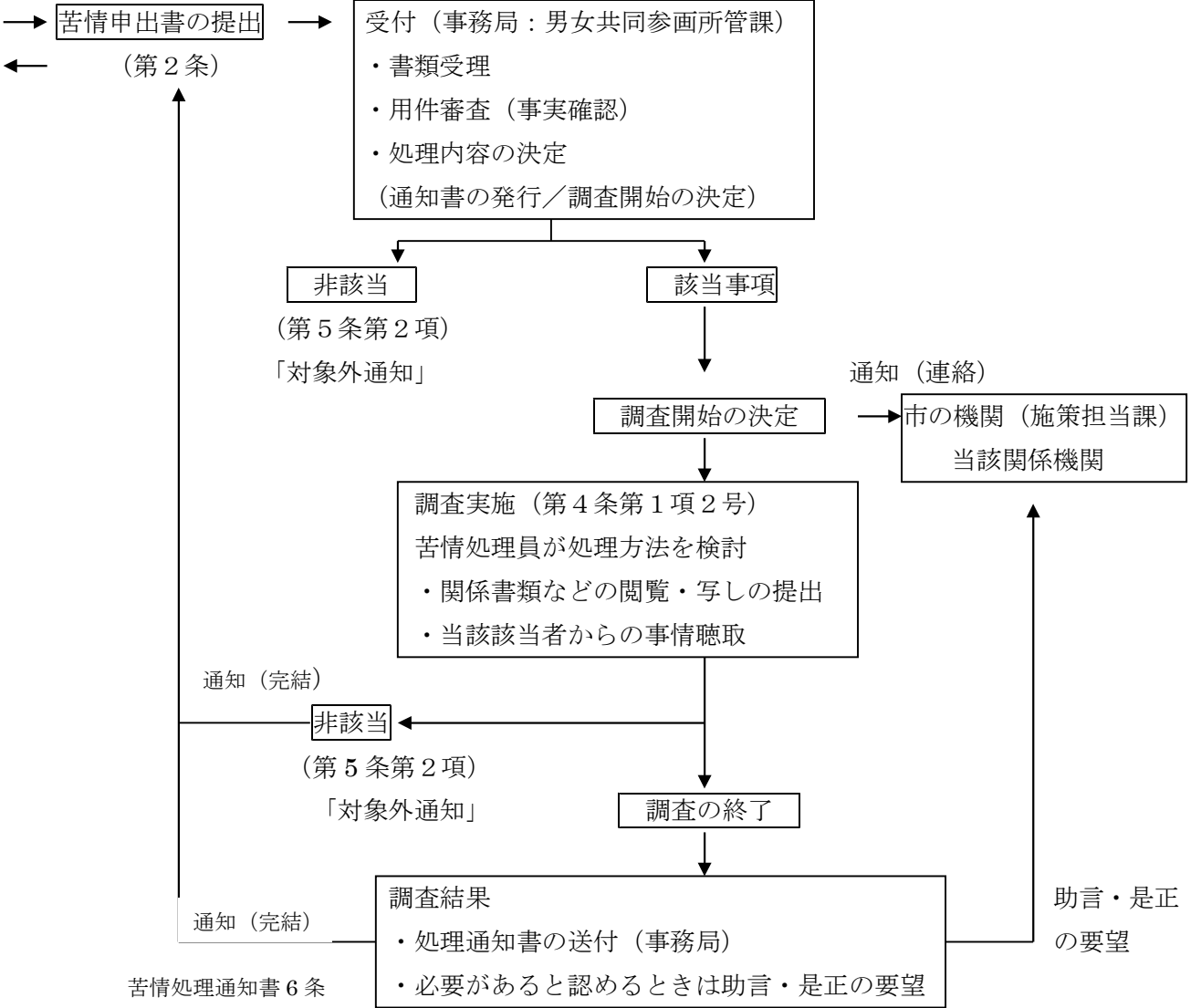
②市が実施する男女共同参画に影響を及ぼすとみられる施策について

●＜市が実施する行政施策＞

ア、相談のみで解決する場合



イ、相談を踏まえて苦情申し立てをする場合



● <申し出の苦情が、施策についての苦情より人権侵害の事案として取り扱う方がよいとき>

← <より専門的な知識をもった機関が他にあるとき>

引継・助言・紹介



令和元年度（平成30年度実施）
第三次取手市男女共同参画計画 年次報告書

発行 取手市

〒302-8585 取手市寺田5139番地

TEL 0297-74-2141

FAX 0297-73-5995

E-mail s-shien@city.toride.ibaraki.jp

ホームページ <http://www.city.toride.ibaraki.jp>

編集 取手市 市民協働課